

令和 8 年 9 月 2 日招集

第 3 回大子町議会定例会議案

大 子 町

付 議 事 件 目 録

議案 番号	事 件 名	摘 要		
		提出月 日	議決月 日	備 考
報告 5	耐震性貯水槽整備工事変更請負契約の専決 処分の報告について	9 月 2 日	9 月 日	
報告 6	令和 7 年度大子町一般会計継続費の精算報 告について	〃		
議案 63	大子町カスタマーハラスメント防止条例	〃		
議案 64	大子町営駐車場設置及び管理に関する条例 の一部を改正する条例	〃		
議案 65	大子町防災対応型観光交流施設の設置及び 管理に関する条例の一部を改正する条例	〃		
議案 66	大子町家庭的保育事業等の設備及び運営に 関する基準を定める条例及び大子町乳児等 通園支援事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例	〃		
議案 67	令和 8 年度大子町一般会計補正予算（第 3 号）	〃		
議案 68	令和 8 年度大子町国民健康保険事業特別会 計補正予算（第 2 号）	〃		
議案 69	令和 8 年度大子町後期高齢者医療特別会計 補正予算（第 1 号）	〃		

議案 70	令和８年度大子町介護保険特別会計補正予算（第２号）	9月 2日	9月 日	
議案 71	令和８年度大子町介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）	〃		
議案 72	令和８年度大子町浄化槽整備事業会計補正予算（第１号）	〃		
議案 73	令和８年度大子町水道事業会計補正予算（第３号）	〃		
議案 74	令和７年度大子町一般会計歳入歳出決算の認定について	〃		
議案 75	令和７年度大子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃		
議案 76	令和７年度大子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	〃		
議案 77	令和７年度大子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	〃		
議案 78	令和７年度大子町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃		
議案 79	令和７年度大子町浄化槽整備事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	〃		
議案 80	令和７年度大子町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	〃		

報告第5号

耐震性貯水槽整備工事変更請負契約の専決処分の報告について

耐震性貯水槽整備工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により町議会に報告する。

- 1 契約の目的 耐震性貯水槽整備工事
- 2 変更の内容 請負金額の変更
変更前 75,570,000円
変更後 73,854,000円（1,716,000円減）
- 3 変更契約締結日 令和8年7月30日

令和8年9月2日 報 告

大子町長 高 梨 哲 彦

令和8年9月 日

報告第6号

令和7年度太子町一般会計継続費の精算報告について

令和7年度太子町一般会計において、別紙のとおり継続費の精算をしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、町議会に報告する。

令和8年9月2日 報 告

太子町長 高 梨 哲 彦

令和8年9月 日

令和 7 年 度 大 子 町 一 般 会 計 継 続 費 精 算 報 告 書

(単位：円)

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年割額 (A)	左の財源内訳 (B)				支出 済額 (C)	左の財源内訳 (D)				年割額と支 出済額の差 (A) - (C)	左の財源内訳 (B) - (D)			
					特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
					国県 支出金	地方債	その他			国県 支出金	地方債	その他			国県 支出金	地方債	その他	
6	1	観光交流施設敷地 造成工事	令和 6	24,000,000	12,000,000	8,150,000	0	3,850,000	21,418,420	10,084,140	5,620,000	0	5,714,280	2,581,580	1,915,860	2,530,000	0	△ 1,864,280
商工費	商工費		令和 7	36,000,000	19,342,000	12,070,000	0	4,588,000	32,846,000	16,423,000	9,280,000	0	7,143,000	3,154,000	2,919,000	2,790,000	0	△ 2,555,000
			合計	60,000,000	31,342,000	20,220,000	0	8,438,000	54,264,420	26,507,140	14,900,000	0	12,857,280	5,735,580	4,834,860	5,320,000	0	△ 4,419,280
7	4	都市計画マスター プラン見直し業務	令和 6	3,100,000	0	0	0	3,100,000	3,091,000	0	0	0	3,091,000	9,000	0	0	0	9,000
土木費	都市計画費		令和 7	5,007,000	0	0	0	5,007,000	5,005,000	0	0	0	5,005,000	2,000	0	0	0	2,000
			合計	8,107,000	0	0	0	8,107,000	8,096,000	0	0	0	8,096,000	11,000	0	0	0	11,000
7	4	中心市街地排水処 理施設整備事業	令和 6	216,439,000	72,879,000	129,200,000	0	14,360,000	215,666,000	99,936,700	104,000,000	0	11,729,300	773,000	△ 27,057,700	25,200,000	0	2,630,700
土木費	都市計画費		令和 7	118,161,000	59,080,000	53,100,000	0	5,981,000	109,516,000	47,501,795	55,800,000	0	6,214,205	8,645,000	11,578,205	△ 2,700,000	0	△ 233,205
			合計	334,600,000	131,959,000	182,300,000	0	20,341,000	325,182,000	147,438,495	159,800,000	0	17,943,505	9,418,000	△ 15,479,495	22,500,000	0	2,397,495

大子町カスタマーハラスメント防止条例

(目的)

第 1 条 この条例は、カスタマーハラスメントの防止について、基本理念を定め、町、事業者、就業者及び顧客等の責務を明らかにするとともに、カスタマーハラスメントの防止に関する基本的な事項を定めることにより、顧客等の権利の保護に配慮しつつ、就業者の安全及び心身の健康並びに事業者の安定した事業活動の確保を図り、もって持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 町内で事業を行う法人その他の団体又は個人をいう。
- (2) 就業者 町内で業務に従事する者（事業者の行う事業に関連し、町外でその業務に従事する者を含む。）をいう。
- (3) 顧客等 就業者から商品又はサービスの提供を受ける者（その提供を受けようとする者を含む。）その他の就業者の従事する業務に関係を有する者をいう。
- (4) カスタマーハラスメント 顧客等の言動のうち、就業者の従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものであって、当該就業者の就業環境を害するものをいう。

(基本理念)

第 3 条 カスタマーハラスメントは、就業者の人格又は尊厳を害する等就業環境を害し、安定した事業活動に影響を及ぼすものであるとの認識の下、社会全体でその防止が図られなければならない。

2 カスタマーハラスメントの防止に当たっては、就業者と顧客等が対等の立場において相互に尊重し合うことを旨としなければならない。

(カスタマーハラスメントの禁止)

第 4 条 何人も、あらゆる場において、カスタマーハラスメントを行ってはならない。

(適用上の注意)

第 5 条 この条例の適用に当たっては、顧客等の権利を不当に侵害しないよう留意しなけ

ればならない。

(町の責務)

第6条 町は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、カスタマーハラスメントを防止するために必要な対策（以下「カスタマーハラスメント防止対策」という。）について、事業者及び就業者への啓発、情報提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 町は、カスタマーハラスメント防止対策の実施に当たっては、必要に応じて関係機関との連携に努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、カスタマーハラスメントに係る問題に対する就業者の関心と理解を深めるとともに、町が実施するカスタマーハラスメント防止対策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、カスタマーハラスメントにより就業者の就業環境が害されることのないよう、必要な体制の整備、カスタマーハラスメントを受けた就業者の安全の確保、カスタマーハラスメントを行った顧客等に対する当該行為の中止の申入れその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者は、その行う事業に関して就業者が顧客等としてカスタマーハラスメントを行わないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 事業者は、他の事業者からカスタマーハラスメントの防止に関し必要な協力を求められた場合には、これに応ずるよう努めなければならない。

(就業者の責務)

第8条 就業者は、基本理念にのっとり、顧客等の権利を尊重し、カスタマーハラスメントに係る問題に対する関心と理解を深めるとともに、カスタマーハラスメントの防止に資する行動をとるよう努めなければならない。

2 就業者は、その従事する業務に関して事業者が講ずる前条第2項及び第3項の措置に協力するよう努めなければならない。

(顧客等の責務)

第9条 顧客等は、基本理念にのっとり、カスタマーハラスメントに係る問題に対する関心と理解を深めるとともに、就業者に対する言動に必要な注意を払うよう努めなければならない。

- 2 顧客等は、町が実施するカスタマーハラスメント防止対策に協力するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

令和 8 年 9 月 2 日 提 出

大子町長 高 梨 哲 彦

令和 8 年 9 月 日 決

議案第 6 4 号

大子町営駐車場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大子町営駐車場設置及び管理に関する条例（昭和 4 5 年大子町条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表に次のように加える。

後山駐車場	大子町大字大子 5 5 4 番地 2
-------	--------------------

第 5 条第 1 項中「及び奥久慈溪谷駐車場」を「、奥久慈溪谷駐車場及び後山駐車場」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

令和 8 年 9 月 2 日 提 出

大子町長 高 梨 哲 彦

令和 8 年 9 月 日 決

議案第 6 5 号

大子町防災対応型観光交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
大子町防災対応型観光交流施設の設置及び管理に関する条例（令和 8 年大子町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条各号を次のように改める。

- (1) インフォメーションセンター
- (2) 飲食テナントスペース
- (3) 物販テナントスペース
- (4) 事務所
- (5) FM放送局
- (6) 多目的室
- (7) クライミングピナクル
- (8) 芝生広場
- (9) テラス
- (10) 足湯
- (11) 全天候型イベント広場
- (12) 管理棟
- (13) トイレ棟
- (14) 駐車場
- (15) スケボー広場
- (16) 遊具広場
- (17) 附帯設備

第 1 3 条第 1 項に次のただし書きを加える。

ただし、多目的室、テラス及び足湯を占有しないで使用する場合は、この限りでない。

別表中

「1 多目的室

(単位：円)

利用時間帯 区分	区分①	区分②	区分③	全日	その他の時間帯
	(午前 9 時～ 午後 1 時)	(午後 1 時～ 午後 5 時)	(午後 5 時～ 午後 8 時)	(午前 9 時～ 午後 8 時)	(1 時間当た り)(注 1)
入場料等を徴収 しない場合	1, 2 0 0	1, 2 0 0	9 0 0	3, 3 0 0	4 0 0
入場料等を徴収 する場合(注 2)	2, 0 0 0	2, 0 0 0	1, 5 0 0	5, 5 0 0	6 0 0

注 1 「その他の時間帯」とは、午後 8 時から翌日の午前 9 時までをいう。

注 2 入場料、会費その他これらに類する料金を徴収する場合又は営利を目的として設備等
を利用する場合

注 3 利用時間が区分①、区分②、区分③、全日又はその他の時間帯の時間に満たない場合
の使用料は、当該区分①、区分②、区分③、全日又はその他の時間帯の使用料の額とする。
」を

「1 多目的室

(単位：円)

利用時間帯 区分	区分①	区分②	区分③	全日	その他の時間帯
	(午前 9 時～ 午後 1 時)	(午後 1 時～ 午後 5 時)	(午後 5 時～ 午後 8 時)	(午前 9 時～ 午後 8 時)	(1 時間当た り)(注 1)
入場料等を徴収 しない場合	1, 2 0 0	1, 2 0 0	9 0 0	3, 3 0 0	4 0 0
入場料等を徴収 する場合(注 2)	2, 0 0 0	2, 0 0 0	1, 5 0 0	5, 5 0 0	6 0 0

注 1 「その他の時間帯」とは、午後 8 時から翌日の午前 9 時までをいう。

注 2 入場料、会費その他これらに類する料金を徴収する場合又は営利を目的として設備等
を利用する場合

注 3 利用時間が区分①、区分②、区分③、全日又はその他の時間帯の時間に満たない場合
の使用料の額は、当該区分①、区分②、区分③、全日又はその他の時間帯の使用料の額
とする。

2 テラス

利用時間帯 区分	区分① (午前9時～午後1時)	区分② (午後1時～午後5時)	区分③ (午後5時～午後8時)	全日 (午前9時～午後8時)	その他の時間帯(1時間当たり)(注1)
入場料等を徴収しない場合	2,400	2,400	1,800	6,600	800
入場料等を徴収する場合(注2)	4,000	4,000	3,000	11,000	1,200

注1 「その他の時間帯」とは、午後8時から翌日の午前9時までをいう。

注2 入場料、会費その他これらに類する料金を徴収する場合又は営利を目的として設備等を利用する場合

注3 利用時間が区分①、区分②、区分③、全日又はその他の時間帯の時間に満たない場合の使用料の額は、当該区分①、区分②、区分③、全日又はその他の時間帯の使用料の額とする。

」に、

「2 飲食テナントスペース、物販テナントスペース、クライミングピナクル、芝生広場」を「3 飲食テナントスペース、物販テナントスペース、クライミングピナクル、芝生広場、足湯」に、

「

芝生広場		(注2)
------	--	------

」を

「

芝生広場		(注2)
足湯	1時間当たり	30,000

」に、

「3 全天候型イベント広場、控室、リハーサル室」を「4 全天候型イベント広場、控室、リハーサル室」に、「4 附帯設備及び備品」を「5 附帯設備及び備品」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月10日から施行する。

令和 8 年 9 月 2 日 提 出

大子町長 高 梨 哲 彦

令和 8 年 9 月 日 決

大子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(大子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 大子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年大子町条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 章 事業所内保育事業（第 4 2 条—第 4 8 条）」を
「第 5 章 事業所内保育事業（第 4 2 条—第 4 8 条）」

第 6 章 雑則（第 4 9 条）」に改める。

第 6 条に次の 6 項を加える。

2 町長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 1 号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第 2 7 条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（第 5 項において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）であって、第 1 項第 1 号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第 1 項第 2 号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び

責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 町長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合
小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町長が認める者

6 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 町長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)

7 前項(第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を

行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第7条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条中「併せて設置するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限る」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第14条中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的

に実施する」に改める。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第2項に次の1号を加える。

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として町が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改め、同条第3項中「保健師又は看護師」を「保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22

年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士(附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改め、同条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改め、同条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただ

し、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改め、同条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第5章の次に次の1章を加える。

第6章 雑則

（電磁的記録）

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附則第9条中「法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若

しくは第４４条第３項」を「第２９条第３項若しくは第４項若しくは第４４条第３項若しくは第４項」に、「保育士の数（前２条の規定の適用がないとした場合の第２９条第２項又は第４４条第２項により算定されるものをいう。）」を「前２条の規定の適用がないものとした場合の第２９条第２項又は第４４条第２項により算定される保育士の数」に改める。

（大子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第２条 大子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年大子町条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第１４条の次に次の１条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第１４条の２ 乳児等通園支援事業者は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１条中第１３条の改正規定及び第２条中第１４条の次に１条を加える改正規定は、令和８年１２月２５日から施行する。

令和 ８ 年 ９ 月 ２ 日 提 出

大子町長 高 梨 哲 彦

令和 ８ 年 ９ 月 日 決

議案第 6 7 号

令和 8 年度大子町一般会計補正予算（第 3 号）

令和 8 年度大子町の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 1 1, 8 6 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 2, 5 5 1, 0 9 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 8 年 9 月 2 日 提 出

茨城県大子町長 高 梨 哲 彦

令和 8 年 9 月 日 決

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
11 地方交付税		4,150,000	145,103	4,295,103
	1 地方交付税	4,150,000	145,103	4,295,103
15 国庫支出金		1,682,669	5,711	1,688,380
	1 国庫負担金	510,867	3,711	514,578
	2 国庫補助金	1,166,727	2,000	1,168,727
16 県支出金		591,164	9,545	600,709
	1 県負担金	347,993	165	348,158
	2 県補助金	165,288	6,277	171,565
	3 委託金	77,883	3,103	80,986
17 財産収入		67,816	2,990	70,806
	1 財産運用収入	67,812	2,990	70,802
19 繰入金		955,216	10,648	965,864
	1 基金繰入金	955,215	6,503	961,718
	2 特別会計繰入金	1	4,145	4,146
20 繰越金		481,053	67,079	413,974
	1 繰越金	481,053	67,079	413,974
21 諸収入		130,449	50	130,499
	5 雑入	113,119	50	113,169
22 町債		1,194,500	4,900	1,199,400
	1 町債	1,194,500	4,900	1,199,400
歳 入	合 計	12,439,229	111,868	12,551,097

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議会費		108,895	331	108,564
	1 議会費	108,895	331	108,564
2 総務費		2,556,407	12,046	2,544,361
	1 総務管理費	2,281,623	3,006	2,284,629
	2 徴税費	132,297	10,503	121,794
	3 戸籍住民基本台帳費	92,077	1,932	90,145
	4 選挙費	36,295	3,104	39,399
	5 統計調査費	13,279	5,721	7,558
3 民生費		2,545,980	31,895	2,577,875
	1 社会福祉費	1,958,209	15,722	1,973,931
	2 児童福祉費	587,524	16,173	603,697
4 衛生費		992,074	9,687	1,001,761
	1 保健衛生費	294,026	8,071	302,097
	2 清掃費	628,967	1,616	630,583
5 農林水産業費		510,612	9,748	520,360
	1 農業費	348,398	5,095	353,493
	2 林業費	162,214	4,653	166,867
6 商工費		1,610,954	8,045	1,602,909
	1 商工費	1,610,954	8,045	1,602,909
7 土木費		1,007,356	3,704	1,011,060
	1 土木管理費	159,283	2,686	156,597
	2 道路橋りょう費	342,565	465	343,030
	3 河川費	5,375	5,302	10,677
	4 都市計画費	460,094	623	460,717
8 消防費		598,153	11,543	609,696
	1 消防費	598,153	11,543	609,696

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
9 教育費		1,029,218	2,879	1,032,097
	1 教育総務費	236,703	2,504	234,199
	2 小学校費	110,917	1,772	112,689
	3 中学校費	222,164	0	222,164
	4 幼稚園費	42,798	12	42,810
	5 社会教育費	195,261	99	195,360
	6 保健体育費	221,375	3,500	224,875
12 諸支出金		162,058	62,834	224,892
	1 基金費	162,058	62,834	224,892
歳 出	合 計	12,439,229	111,868	12,551,097

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 ふるさと太子応援寄附金企画運営業務	令和8年度から令和11年度まで	ふるさと太子応援寄附金として受領した額の6.5%に消費税及び地方消費税相当額を加算した額
2 放課後子ども教室事業業務委託料	令和8年度から令和9年度まで	57,354 千円

第3表 地方債補正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前		補 正 後		備 考
	限 度 額	利 率	限 度 額	利 率	
過疎対策事業債	千円 9 4 9, 6 0 0	年 3. 0 %以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	千円 9 5 0, 9 0 0	年 5. 0 %以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債の方法、償還方法は変更なし
緊急防災・減災事業債	9 5, 4 0 0		9 5, 5 0 0		
緊急自然災害防止対策事業債	1 2 3, 4 0 0		1 2 6, 9 0 0		

1 総括
歳入

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税	4,150,000	145,103	4,295,103
15 国庫支出金	1,682,669	5,711	1,688,380
16 県支出金	591,164	9,545	600,709
17 財産収入	67,816	2,990	70,806
19 繰入金	955,216	10,648	965,864
20 繰越金	481,053	67,079	413,974
21 諸収入	130,449	50	130,499
22 町債	1,194,500	4,900	1,199,400
歳入合計	12,439,229	111,868	12,551,097

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	108,895	331	108,564				331
2 総務費	2,556,407	12,046	2,544,361	3,103			15,149
3 民生費	2,545,980	31,895	2,577,875	4,600			27,295
4 衛生費	992,074	9,687	1,001,761				9,687
5 農林水産業費	510,612	9,748	520,360	302	1,900	6,503	4,843
6 商工費	1,610,954	8,045	1,602,909	2,000	1,500	50	11,595
7 土木費	1,007,356	3,704	1,011,060		3,500		204
8 消防費	598,153	11,543	609,696	1,000	100		10,443
9 教育費	1,029,218	2,879	1,032,097	375	1,700		804
12 諸支出金	162,058	62,834	224,892			2,990	59,844
歳 出 合 計	12,439,229	111,868	12,551,097	11,380	4,900	9,543	86,045

2 歳 入

(款) 11 地方交付税

(項) 1 地方交付税

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地方交付税	4,150,000	145,103	4,295,103	1 地方交付税	145,103	普通交付税 145,103
計	4,150,000	145,103	4,295,103			

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	510,417	3,711	514,128	2 児童福祉費負担金	2,447	子どものための教育・保育給付費負担金（過年度分） 2,447
				3 児童手当負担金	1,264	児童手当交付金（過年度分） 1,264
計	510,867	3,711	514,578			

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	1,011,098	2,000	1,013,098	1 総務管理費補助金	2,000	地域未来交付金（デジタル実装型） 2,000
計	1,166,727	2,000	1,168,727			

(款) 16 県支出金

(項) 1 県負担金

2 民生費県負担金	314,568	165	314,733	3 児童手当負担金	165	児童手当交付金（過年度分） 165
計	347,993	165	348,158			

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

1 総務費県補助金	17,213	375	17,588	1 総務管理費補助金	375	原子力地域振興事業費補助金 375
2 民生費県補助金	53,945	4,600	58,545	3 児童福祉費補助金	4,600	茨城県過疎地域出産祝金補助金 4,600
4 農林水産業費県補助金	53,678	302	53,980	1 農業費補助金	302	中山間地域農業基盤整備促進事業補助金 302
7 消防費県補助金	150	1,000	1,150	1 消防費補助金	1,000	感震ブレーカー設置促進事業費補助金 1,000

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
計	165,288	6,277	171,565			

(款) 16 県支出金

(項) 3 委託金

1 総務費委託金	41,371	3,103	44,474	5 選挙費委託金	3,103	茨城県議会議員一般選挙委託金	3,103
計	77,883	3,103	80,986				

(款) 17 財産収入

(項) 1 財産運用収入

2 利子及び配当金	21,422	2,990	24,412	1 利子及び配当金	2,990	財政調整基金利子 観光振興基金利子 文化振興基金利子 森林環境譲与税基金利子 学校教育施設整備基金利子	1,788 831 32 334 5
計	67,812	2,990	70,802				

(款) 19 繰入金

(項) 1 基金繰入金

4 森林環境譲与税基金繰入金	133,720	6,503	140,223	1 森林環境譲与税基金繰入金	6,503	森林環境譲与税基金繰入れ	6,503
計	955,215	6,503	961,718				

(款) 19 繰入金

(項) 2 特別会計繰入金

1 介護保険特別会計繰入金	1	4,145	4,146	1 介護保険特別会計繰入金	4,145	介護保険特別会計繰入れ	4,145
計	1	4,145	4,146				

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	481,053	67,079	413,974	1 繰越金	67,079	前年度繰越金	67,079
-------	---------	--------	---------	-------	--------	--------	--------

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

計	481,053	67,079	413,974			
---	---------	--------	---------	--	--	--

(款) 21 諸収入

(項) 5 雑入

4 雑入	97,114	50	97,164	4 雑入	50	フィルムコミッションイベント参加者負担金 50
計	113,119	50	113,169			

(款) 22 町債

(項) 1 町債

1 過疎対策事業債	949,600	1,300	950,900	1 過疎対策事業債	1,300	小中学校施設整備事業 1,700 観光施設整備事業 400
2 緊急防災・減災事業債	95,400	100	95,500	1 緊急防災・減災事業債	100	いばらき消防指令センター大規模更新負担金 80 いばらき消防指令センター改修実施設計委託費負担金 20
3 緊急自然災害防止対策事業債	123,400	3,500	126,900	1 緊急自然災害防止対策事業債	3,500	河川管理事業 3,500
計	1,194,500	4,900	1,199,400			

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 議会費	108,895	331	108,564				331	2 給料	270	行政職 3 人 270
								3 職員手当等	250	扶養手当 期末手当 勤勉手当 150 50 50
								4 共済費	189	職員共済組合負担金 189
計	108,895	331	108,564				331			

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理 費	521,514	2,743	518,771				2,743	2 給料	675	行政職 3 3 人 675
								3 職員手当等	1,710	扶養手当 通勤手当 住居手当 期末手当 児童手当 退職手当負担金 退職手当特別負担金 300 550 700 300 600 1,500 1,140
								4 共済費	358	職員共済組合負担金 社会保険料(会計年度任用職員) 1,822 2,180
3 文書広報 費	71,630	1	71,631				1	10 需用費	1,120	消耗品費 1,120
								11 役務費	1,824	手数料 1,824
								13 使用料及び 賃借料	703	使用料及び賃借料 高速カラー印刷機使用料 703 703

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

5 会計管理費	10,887	99	10,986				99	17 備品購入費	99	庁用備品	99
6 財産管理費	210,875	160	211,035				160	11 役務費	37	手数料	37
								12 委託料	94	委託料 仮設トイレ等撤去処分業務	94 94
								14 工事請負費	29	工事請負費 電話構内交換設備等工事	29 29
11 地域振興費	121,742	544	122,286				544	12 委託料	544	委託料 大子清流高校地域みらい留学 シェアハウス調査業務	544 544
12 都市住民交流事業費	10,870	495	11,365				495	12 委託料	495	委託料 空き家情報サイト構築業務	495 495
14 企業誘致推進費	5,289	70	5,359				70	13 使用料及び賃借料	35	使用料及び賃借料 旧南中学校東側水路用地使用料	35 35
								16 公有財産購入費	35	公有財産購入費 旧南中学校東側水路用地購入	35 35
17 都市再生整備計画事業費	818,789	409	819,198				409	12 委託料	409	委託料 常陸大子駅構内トイレ管理業務	409 409
19 タウンプロモーション事業費	42,929	3,214	46,143				3,214	11 役務費	2,120	広告料 手数料	1,485 635
								12 委託料	870	委託料 防災道の駅オープン記念イベント周知用チラシ作成業務	870 870

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
								17 備品購入費	224	庁用備品	224
20 諸費	2,146	757	2,903				757	10 需用費	757	修繕料	757
計	2,281,623	3,006	2,284,629				3,006				

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

1 徴税総務費	95,895	10,503	85,392				10,503	2 給料	6,878	行政職 1 2 人 6,878
								3 職員手当等	1,750	扶養手当 400 通勤手当 200 住居手当 250 時間外勤務手当 600 期末手当 1,200 勤勉手当 500 地域手当 200
								4 共済費	1,875	職員共済組合負担金 1,875
計	132,297	10,503	121,794				10,503			

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	92,077	1,932	90,145				1,932	2 給料	1,674	行政職 7 人 1,674
								3 職員手当等	30	扶養手当 720 通勤手当 50 住居手当 100 時間外勤務手当 100 期末手当 400

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

										勤勉手当	500
								4 共済費	228	職員共済組合負担金	228
計	92,077	1,932	90,145				1,932				

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

3 茨城県議会議員一般選挙費	16,625	3,104	19,729	3,103			1	10 需用費	3,104	修繕料	3,104
計	36,295	3,104	39,399	3,103			1				

(款) 2 総務費

(項) 5 統計調査費

1 統計調査総務費	12,073	5,721	6,352				5,721	2 給料	3,221	行政職	3,221
										2 人	3,221
								3 職員手当等	1,400	通勤手当 期末手当 勤勉手当 地域手当	350 900 750 100
								4 共済費	1,100	職員共済組合負担金	1,100
計	13,279	5,721	7,558				5,721				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	955,821	9,400	965,221				9,400	2 給料	3,006	行政職	3,006
										10 人	3,006
								3 職員手当等	2,000	通勤手当 住居手当 期末手当 勤勉手当	100 150 1,000 950

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
									地域手当	100	
								4 共済費	1,494	職員共済組合負担金	1,494
								22 償還金、利子及び割引料	1,745	償還金 国・県支出金等返還金	1,745 1,745
								27 繰出金	1,155	繰出金 国民健康保険事業特別会計	1,155 1,155
2 高齢者福祉対策費	522,618	2,647	525,265				2,647	22 償還金、利子及び割引料	1,653	償還金 低所得者保険料軽減負担金返還金	1,653 1,653
								27 繰出金	994	繰出金 介護保険特別会計 介護サービス事業特別会計	994 900 94
4 後期高齢者医療給付費	376,761	3,675	380,436				3,675	18 負担金、補助及び交付金	4,543	負担金 後期高齢者医療広域連合市町村 後期高齢者医療広域連合市町村 共通経費	4,543 4,754 211
								27 繰出金	868	繰出金 後期高齢者医療特別会計	868 868
計	1,958,209	15,722	1,973,931				15,722				

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1 児童福祉総務費	416,038	14,196	430,234	4,600			9,596	2 給料	3,957	行政職 3,957 6 人 3,957
-----------	---------	--------	---------	-------	--	--	-------	------	-------	------------------------

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

								3 職員手当等	1,960	通勤手当 住居手当 期末手当 勤勉手当 地域手当	300 700 250 550 160
								4 共済費	1,376	職員共済組合負担金	1,376
								7 報償費	4,600	記念品代等 新生児すくすく祝金	4,600 4,600
								22 償還金、利子 及び割引料	2,303	償還金 国・県支出金等返還金	2,303 2,303
3 保育所費	171,481	1,977	173,458				1,977	2 給料	38	行政職 14人	38 38
								3 職員手当等	740	通勤手当 住居手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 地域手当	100 220 1,000 100 250 10
								4 共済費	1,120	職員共済組合負担金 社会保険料(会計年度任用職員)	640 480
								13 使用料及び 賃借料	79	使用料及び賃借料 自動体外式除細動器(AED) 使用料 バス借上料	79 24 55
計	587,524	16,173	603,697	4,600			11,573				

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1 保健衛生	120,944	5,163	126,107				5,163	2 給料	2,316	行政職	2,316
--------	---------	-------	---------	--	--	--	-------	------	-------	-----	-------

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明			
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他						
総務費									1 0 人	2,316		
									3 職員手当等	780	扶養手当 住居手当 期末手当 勤勉手当 地域手当	850 300 200 100 130
									4 共済費	2,067	職員共済組合負担金 社会保険料(会計年度任用職員)	1,187 880
3 母子衛生費	12,063	1,832	13,895				1,832	22 償還金、利子及び割引料	1,832	償還金 国・県支出金等返還金	1,832 1,832	
4 環境衛生費	15,575	1,081	16,656				1,081	10 需用費	481	消耗品費 光熱水費	121 360	
								18 負担金、補助及び交付金	600	補助金 ゼロカーボン推進事業	600 600	
5 斎場費	53,770	5	53,765				5	11 役務費	7	手数料	7	
								18 負担金、補助及び交付金	2	負担金 防火管理者講習受講料	2 2	
計	294,026	8,071	302,097				8,071					

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

1 清掃総務費	211,570	1,616	213,186				1,616	2 給料	820	行政職 857 技能労務職 37 1 0 人 857 1 0 人 37
---------	---------	-------	---------	--	--	--	-------	------	-----	--

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

								3 職員手当等	200	扶養手当 通勤手当 住居手当 期末手当 勤勉手当 地域手当	400 100 250 100 500 50
								4 共済費	596	職員共済組合負担金 社会保険料(会計年度任用職員)	1,036 440
計	628,967	1,616	630,583				1,616				

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

1 農業委員会費	37,297	1,248	36,049				1,248	2 給料	648	行政職 3 人	648 648
								3 職員手当等	600	扶養手当 住居手当 期末手当 勤勉手当	300 300 300 300
2 農業総務費	60,985	3,651	64,636				3,651	2 給料	1,301	行政職 7 人	1,301 1,301
								3 職員手当等	2,010	扶養手当 通勤手当 住居手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 地域手当	50 400 450 800 550 500 60
								4 共済費	340	職員共済組合負担金 社会保険料(会計年度任用職員)	780 440

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
3 農業振興費	102,389	499	102,888				499	12 委託料	499	委託料 果汁化施設運営人材育成業務	499 499
8 土地改良費	45,643	2,193	47,836	302			1,891	11 役務費	48	広告料	48
								12 委託料	302	委託料 防災重点農業用ため池防災工事に係る所有権移転代位登記業務	302 302
計	348,398	5,095	353,493	302			4,793				

(款) 5 農林水産業費

(項) 2 林業費

1 林業総務費	48,781	50	48,831				50	2 給料	485	行政職 7 人 485 485
								3 職員手当等	500	通勤手当 住居手当 期末手当 勤勉手当 300 400 100 100
								4 共済費	35	職員共済組合負担金 35
4 林業施設管理費	2,454	0	2,454		1,900	1,900				

(款) 5 農林水産業費

(項) 2 林業費

6 森林環境 譲与税活 用事業費	88,636	4,603	93,239			4,603		1 報酬	88	会計年度任用職員報酬 森林整備推進員 1 人	88 88
								3 職員手当等	177	期末手当 (会計年度任用職員) 勤勉手当 (会計年度任用職員)	103 74
								7 報償費	125	謝金 町道等管理作業報奨金 (林道 分)	125 125
								12 委託料	2,098	委託料 身近なみどり整備推進事業	2,098 2,098
								18 負担金、補助 及び交付金	2,115	補助金 インフラ等周辺森林整備事業	2,115 2,115
計	162,214	4,653	166,867		1,900	6,503	50				

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

1 商工総務 費	87,513	13,345	74,168				13,345	2 給料	6,336	行政職 1 2 人	6,336 6,336
								3 職員手当等	4,780	管理職手当 扶養手当 通勤手当 住居手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 地域手当	330 250 200 400 600 2,500 2,000 200
								4 共済費	2,229	職員共済組合負担金	2,229
2 商工振興 費	95,772	1,600	97,372	2,000			400	18 負担金、補助 及び交付金	1,600	補助金 デジタル式プレミアム商品券 発行事業	1,600 1,600

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
3観光費	1,407,710	3,700	1,411,410		1,500	50	2,150	12 委託料	2,200	委託料 フィルムコミッション業務	2,200 2,200
								14 工事請負費	1,500	工事請負費 観光資源等整備工事	1,500 1,500
計	1,610,954	8,045	1,602,909	2,000	1,500	50	11,595				

(款) 7 土木費

(項) 1 土木管理費

1 土木総務費	159,283	2,686	156,597				2,686	2 給料	2,439	行政職 7 人 2,439
								3 職員手当等	100	扶養手当 通勤手当 住居手当 休日勤務手当 期末手当 勤勉手当 100 700 400 50 650 500
								4 共済費	147	職員共済組合負担金 147
計	159,283	2,686	156,597				2,686			

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

1 道路橋りょう総務費	98,047	215	97,832				215	2 給料	915	行政職 2 人 915
								3 職員手当等	700	扶養手当 通勤手当 住居手当 期末手当 350 200 350 100

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

										勤勉手当	100
2 道路維持費	127,186	680	127,866				680	7 報償費	680	謝金 町道等管理作業報奨金（町道分）	680 680
計	342,565	465	343,030				465				

(款) 7 土木費

(項) 3 河川費

1 河川管理費	5,375	5,302	10,677		3,500		1,802	14 工事請負費	5,302	工事請負費 久保田川護岸崩落対策工事 久保田川護岸補修工事 生瀬川護岸補修工事 大生瀬地内河川護岸補修工事	5,302 2,354 891 1,166 891
計	5,375	5,302	10,677		3,500		1,802				

(款) 7 土木費

(項) 4 都市計画費

1 都市計画 総務費	30,367	623	30,990				623	2 給料	469	行政職 2 人	469 469
								3 職員手当等	120	通勤手当 住居手当 休日勤務手当 期末手当 勤勉手当 地域手当	200 100 100 150 150 20
								4 共済費	34	職員共済組合負担金	34
計	460,094	623	460,717				623				

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

1 常備消防	415,788	2,882	418,670	1,000	100		1,782	2 給料	166	消防職	166
--------	---------	-------	---------	-------	-----	--	-------	------	-----	-----	-----

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
費										4 5 人166
								3 職員手当等	300	扶養手当250 通勤手当300 住居手当150 勤勉手当200
								4 共済費	1,489	職員共済組合負担金1,489
								17 備品購入費	27	庁用備品27
								18 負担金、補助及び交付金	1,500	補助金1,500 感震ブレーカー等設置1,500
3 消防施設費	35,166	8,561	43,727				8,561	11 役務費	715	手数料715
								14 工事請負費	7,846	工事請負費7,846 女性消防吏員仮眠室設置工事7,846
5 災害対策費	80,272	100	80,372				100	3 職員手当等	100	管理職員特別勤務手当100
計	598,153	11,543	609,696	1,000	100		10,443			

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

2 事務局費	137,874	2,504	135,370				2,504	2 給料	2,343	行政職 2,343 6 人 2,343
								3 職員手当等	1,000	通勤手当 300 期末手当 400 勤勉手当 300

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

								4 共済費	839	職員共済組合負担金 社会保険料 (再任用職員) 共済組合負担金 (教育長分) 社会保険料 (会計年度任用職員)	120 300 139 1,120
計	236,703	2,504	234,199				2,504				

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

1 学校管理費	65,314	1,768	67,082		1,700		68	14 工事請負費	1,768	工事請負費 さはら小学校高圧ケーブル更新工事	1,768 1,768
2 教育振興費	45,603	4	45,607				4	22 償還金、利子及び割引料	4	償還金 医療施設運営費等補助金返還金	4 4
計	110,917	1,772	112,689		1,700		72				

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

2 教育振興費	180,304	0	180,304					13 使用料及び賃借料	80	使用料及び賃借料 デジタル教科書使用料	80 80
								17 備品購入費	80	教育用備品	80
計	222,164	0	222,164								

(款) 9 教育費

(項) 4 幼稚園費

1 幼稚園費	42,798	12	42,810				12	4 共済費	12	公立学校共済組合負担金	12
計	42,798	12	42,810				12				

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

1 社会教育	112,428	86	112,342				86	2 給料	64	行政職	64
--------	---------	----	---------	--	--	--	----	------	----	-----	----

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
総務費										4 人 64	
								3 職員手当等	200	扶養手当 通勤手当	100 100
								8 旅費	178	普通旅費	178
2 公民館費	64,724	0	64,724	375			375				
4 文化財保護費	1,647	185	1,832				185	12 委託料	185	委託料 埋蔵文化財調査業務	185 185
計	195,261	99	195,360	375			276				

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

1 保健体育 総務費	37,828	168	37,996				168	3 職員手当等	110	扶養手当 期末手当 地域手当 50 50 10
								4 共済費	58	職員共済組合負担金 58
2 学校給食 センタ - 費	183,547	3,332	186,879				3,332	2 給料	1,428	行政職 2 人 1,428 1,428
								3 職員手当等	1,170	扶養手当 期末手当 勤勉手当 地域手当 200 500 400 70
								4 共済費	734	職員共済組合負担金 734
計	221,375	3,500	224,875				3,500			

(款) 12 諸支出金

(項) 1 基金費

1 財政調整 基金費	9,373	1,788	11,161			1,788		24 積立金	1,788	積立金 財政調整基金利子	1,788 1,788
2 減債基金 費	9,891	59,103	68,994				59,103	24 積立金	59,103	積立金 減債基金元金	59,103 59,103
3 観光振興 基金費	18,745	831	19,576			831		24 積立金	831	積立金 観光振興基金利子	831 831
4 文化振興 基金費	656	773	1,429			32	741	24 積立金	773	積立金 大子町文化振興基金元金 大子町文化振興基金利子	773 741 32
5 森林環境 譲与税基 金費	118,767	334	119,101			334		24 積立金	334	積立金 森林環境譲与税基金利子	334 334
7 学校教育 施設整備 基金費	5	5	10			5		24 積立金	5	積立金 大子町学校教育施設整備基金 利子	5 5
計	162,058	62,834	224,892			2,990	59,844				

補正予算給与費明細書

1 特別職

(単位：千円)

区 分		職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	長 等	3		23,040	11,024	34,064	6,718	40,782	
	議 員	11	41,640		13,360	55,000	9,494	64,494	
	その他の特別職	1,454	52,488			52,488	1,200	53,688	
	計	1,468	94,128	23,040	24,384	141,552	17,412	158,964	
補正前	長 等	3		23,040	11,024	34,064	6,231	40,295	
	議 員	11	41,640		13,360	55,000	9,494	64,494	
	その他の特別職	1,454	52,488			52,488	1,200	53,688	
	計	1,468	94,128	23,040	24,384	141,552	16,925	158,477	
比 較	長 等						487	487	
	議 員								
	その他の特別職								
	計						487	487	

2 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(144) 217	271,482	872,215	749,827	1,893,524	354,781	2,248,305	
補 正 前	(144) 221	271,011	884,662	750,780	1,906,453	350,822	2,257,275	
比 較	() △ 4	471	△ 12,447	△ 953	△ 12,929	3,959	△ 8,970	

()内は、短時間勤務職員について外書きしたもの

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管理職手当	扶養手当	通勤手当	住居手当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	夜間勤務 手 当	宿日直手当	特殊勤務 手 当	管理職員特 別勤務手当
	補 正 後	19,830	25,120	32,286	14,850	52,402	12,300	3,000	2,800	450	693
	補 正 前	20,160	23,850	30,536	14,170	49,302	12,150	3,000	2,800	450	593
	比 較	△ 330	1,270	1,750	680	3,100	150				100
	区 分	期末手当	勤勉手当	地域手当	退職手当 負 担 金	退職手当特 別 負 担 金					
	補 正 後	235,774	193,550	37,097	115,335	4,340					
	補 正 前	239,671	197,076	36,987	116,835	3,200					
	比 較	△ 3,897	△ 3,526		△ 1,500	1,140					

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(10) 217		872,215	695,761	1,567,976	295,314	1,863,290	
補 正 前	(11) 221		884,662	696,891	1,581,553	290,775	1,872,328	
比 較	(△ 1) △ 4		△ 12,447	△ 1,130	△ 13,577	4,539	△ 9,038	

()内は、短時間勤務職員について外書きしたもの

(単位：千円)

職員手当の内 訳	区 分	管理職手当	扶養手当	通勤手当	住居手当	時 間 外 勤務手当	休 日 勤務手当	夜間勤務 手 当	宿日直手当	特殊勤務 手 当	管理職員特 別勤務手当
	補 正 後	19,830	25,120	32,286	14,850	52,402	12,300	3,000	2,800	450	693
	補 正 前	20,160	23,850	30,536	14,170	49,302	12,150	3,000	2,800	450	593
	比 較	△ 330	1,270	1,750	680	3,100	150				100
	区 分	期末手当	勤勉手当	地域手当	退職手当 負 担 金	退職手当特 別 負 担 金					
	補 正 後	204,329	170,929	37,097	115,335	4,340					
	補 正 前	208,329	174,529	36,987	116,835	3,200					
	比 較	△ 4,000	△ 3,600	110	△ 1,500	1,140					

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(134)	271,482		54,066	325,548	59,467	385,015	
補 正 前	(133)	271,011		53,889	324,900	60,047	384,947	
比 較	(1)	471		177	648	△ 580	68	

()内は、短時間勤務職員について外書きしたもの

(単位：千円)

職員手当の 内 訳	区 分	期末手当	勤勉手当
	補 正 後	31,445	22,621
	補 正 前	31,342	22,547
	比 較	103	74

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	△ 12,447	その他の増減分 △ 12,447	人事異動に伴う組替等による増減 △ 12,447	
職員手当	△ 953	その他の増減分 △ 953	人事異動に伴う組替等による増減 通勤手当ほか 8,477 期末勤勉手当ほか △ 9,430	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員一人当たりの給与

区 分		一般行政職	消 防 職	技能労務職
令和8年9月1日 現在	平均給料月額 (円)	327,509	318,702	360,053
	平均給与月額 (円)	384,892	363,810	398,754
	平均年齢 (歳)	39.38	36.00	52.04
令和8年1月1日 現在	平均給料月額 (円)	324,583	315,750	359,050
	平均給与月額 (円)	379,967	426,380	402,746
	平均年齢 (歳)	39.24	35.10	51.09

イ 初任給

区 分	学 歴	町 の 制 度 (円)			国 の 制 度 (円)		
		一般行政職	消 防 職	技能労務職	一般行政職	消 防 職	技能労務職
令和8年9月1日 現在	高校卒	206,700	225,600	198,200	200,300	230,400	198,200
	大学卒	237,600	265,600		232,000	269,200	
令和8年1月1日 現在	高校卒	206,700	225,600	198,200	200,300	230,400	198,200
	大学卒	237,600	265,600		232,000	269,200	

ウ 級別職員数

区 分		一般行政職		消防職		技能労務職	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
令和8年9月1日 現在	6 級	() 1 4	() 8. 8	() 1	() 2. 2	() 0. 0	() 0. 0
	5 級	() 3 0	() 1 8. 8	() 4	() 8. 9	() 1 2	() 9 2. 3
	4 級	() 3 6	() 2 2. 5	() 9	() 2 0. 0	() 1	() 7. 7
	3 級	() 2 8	() 1 7. 5	() 7	() 1 5. 6	() 0. 0	() 0. 0
	2 級	() 3 9	() 2 4. 4	() 1 1	() 2 4. 4	() 0. 0	() 0. 0
	1 級	() 1 3	() 8. 1	() 1 3	() 2 8. 9	() 0. 0	() 0. 0
	その他	() 0. 0	() 0. 0	() 0. 0	() 0. 0	() 0. 0	() 0. 0
	計	() 1 6 0	() 1 0 0. 0	() 4 5	() 1 0 0. 0	() 1 3	() 1 0 0. 0
区 分		一般行政職		消防職		技能労務職	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
令和8年1月1日 現在	6 級	() 1 4	() 8. 6	() 1	() 2. 3	() 0. 0	() 0. 0
	5 級	() 3 1	() 1 9. 0	() 4	() 9. 1	() 1 3	() 9 2. 9
	4 級	() 2 8	() 1 7. 2	() 9	() 2 0. 5	() 1	() 7. 1
	3 級	() 2 8	() 1 7. 2	() 7	() 1 5. 9	() 0. 0	() 0. 0
	2 級	() 4 9	() 3 0. 1	() 1 0	() 2 2. 7	() 0. 0	() 0. 0
	1 級	() 1 3	() 8. 0	() 1 3	() 2 9. 5	() 0. 0	() 0. 0
	その他	() 0. 0	() 0. 0	() 0. 0	() 0. 0	() 0. 0	() 0. 0
	計	() 1 6 3	() 1 0 0. 0	() 4 4	() 1 0 0. 0	() 1 4	() 1 0 0. 0

(級別の基準となる職務)

区 分	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
一般行政職	参事・課長・事務局長・館長 会計管理者・参与	室長・課長補佐・所長・園長 事務局次長	係長	主査	主任	主 事
消 防 職	消防司令長	消防司令	消防司令 消防司令補	消防司令補 消防士長	消防士長 消防副士長・消防士	消防士

エ 昇給

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種			備 考
			一般行政職	消防職	技能労務職	
補 正 後	職 員 数 (A)(人)	2 1 8	1 6 0	4 5	1 3	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B)(人)	2 0 2	1 4 9	4 4	9	
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	0			
		2 号 給 (人)	1 0	8	2	
		3 号 給 (人)	1 1	1 1		
		4 号 給 (人)	1 7 6	1 2 6	4 1	9
		5 号 給 (人)	4	3	1	
		6 号 給 (人)	1	1		
		7 号 給 (人)	0			
		8 号 給 (人)	0			
		9 号 給以上 (人)	0			
	比 率 (B)/(A) (%)	9 2 . 7	9 3 . 1	9 7 . 8	6 9 . 2	
補 正 前	職 員 数 (A)(人)	2 2 1	1 6 3	4 5	1 3	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B)(人)	2 0 6	1 5 4	4 3	9	
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	0			
		2 号 給 (人)	9	7	2	
		3 号 給 (人)	1 0	1 0		
		4 号 給 (人)	1 8 7	1 3 7	4 1	9
		5 号 給 (人)	0			
		6 号 給 (人)	0			
		7 号 給 (人)	0			
		8 号 給 (人)	0			
		9 号 給以上 (人)	0			
	比 率 (B)/(A) (%)	9 3 . 2	9 4 . 5	9 5 . 6	6 9 . 2	

オ 期末勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階・職務の級 による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	1 2 月 (月分)			
補 正 後	(1. 2 2 5) 2. 3 2 5	(1. 2 2 5) 2. 3 2 5	(2. 4 5 0) 4. 6 5 0	有	
補 正 前	(1. 2 2 5) 2. 3 2 5	(1. 2 2 5) 2. 3 2 5	(2. 4 5 0) 4. 6 5 0	有	

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	2 0 年勤続の者 (月分)	2 5 年勤続の者 (月分)	3 5 年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置	退職時特別昇給	備 考
支 給 率 等	2 4. 5 8 6 8 7 5	3 3. 2 7 0 7 5	4 7. 7 0 9 0 0	4 7. 7 0 9 0 0	定年前早期退職特例 措置(2～20%加算)	無	

キ 特殊勤務手当

区分	全職種	代 表 的 な 職 種			代表的な特殊勤務手当の名称	備 考
		一般行政職	消 防 職	技能労務職		
給料に対する比率 (%)	0. 0 5	0. 0 1	0. 2 3	0. 0 2	①行旅病人死亡人取扱手当 ②感染症防疫作業手当 ③植物防疫作業手当	
支給対象職員の比率 (%)	3 7. 1 6	3 8. 1 3	2 2. 2 2	7 6. 9 2	④救急救命業務手当 ⑤し尿浄化槽清掃手当 ⑥煙道清掃作業手当	

ク その他の手当

区 分	国の制度との差異	差 異 の 内 容	備 考
扶 養 手 当	同 じ		
住 居 手 当	同 じ		
通 勤 手 当	一部異なる	距離区分	

議案第 6 8 号

令和 8 年度大子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度大子町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 9 5 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 2 0 6, 0 1 7 千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 2 日 提 出

茨城県大子町長 高 梨 哲 彦

令和 8 年 9 月 日 決

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 国庫支出金		4,950	24	4,974
	1 国庫補助金	4,950	24	4,974
4 県支出金		1,655,726	550	1,656,276
	1 県補助金	1,655,726	550	1,656,276
5 財産収入		250	230	480
	1 財産運用収入	250	230	480
6 繰入金		202,353	1,155	203,508
	1 他会計繰入金	202,352	1,155	203,507
歳 入	合 計	2,204,058	1,959	2,206,017

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		67,092	1,729	68,821
	1 総務管理費	56,866	1,981	58,847
	2 徴税費	9,231	252	8,979
7 基金積立金		250	230	480
	1 基金積立金	250	230	480
歳 出	合 計	2,204,058	1,959	2,206,017

1 総括
歳入

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	4,950	24	4,974
4 県支出金	1,655,726	550	1,656,276
5 財産収入	250	230	480
6 繰入金	202,353	1,155	203,508
歳入合計	2,204,058	1,959	2,206,017

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	67,092	1,729	68,821	574			1,155
7 基金積立金	250	230	480			230	
歳 出 合 計	2,204,058	1,959	2,206,017	574		230	1,155

2 歳 入

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 社会保障・税番号 制度システム整備 費等補助金	0	24	24	1 社会保障・税番号 制度システム整備 費等補助金	24	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 24
計	4,950	24	4,974			

(款) 4 県支出金

(項) 1 県補助金

1 保険給付費等交付 金	1,655,726	550	1,656,276	2 保険給付費等交付 金 (特別交付金)	550	特別調整交付金分 550
計	1,655,726	550	1,656,276			

(款) 5 財産収入

(項) 1 財産運用収入

1 利子及び配当金	250	230	480	1 利子及び配当金	230	国民健康保険支払準備基金利子 230
計	250	230	480			

(款) 6 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	202,352	1,155	203,507	4 職員給与費等繰入 金	1,103	職員給与費等繰入れ 1,103
				6 その他一般会計繰 入金	52	事務費等繰入れ 52
計	202,352	1,155	203,507			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分			金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 一般管理費	55,550	1,981	57,531	574			1,407	2 給料	201	行政職	201
										5 人	201
								3 職員手当等	740	扶養手当	300
										通勤手当	150
										住居手当	50
										時間外勤務手当	20
										期末手当	200
		地域手当	20								
		4 共済費	414	職員共済組合負担金	414						
		10 需用費	25	印刷製本費	25						
		12 委託料	550	委託料	550						
				子どもに係る均等割保険税軽減措置拡充に伴う国民健康保険システム改修業務	550						
		18 負担金、補助及び交付金	51	負担金	51						
				オンライン資格確認システム等	51						
計	56,866	1,981	58,847	574			1,407				

(款) 1 総務費

(項) 2 徴税費

1 徴税総務費	6,883	252	6,631				252	2 給料	252	行政職 1 人 252 252
計	9,231	252	8,979				252			

(款) 7 基金積立金

(項) 1 基金積立金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 支払準備 基金積立 金	250	230	480			230		24 積立金	230	積立金 国保支払準備基金利子	230 230
計	250	230	480			230					

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	() 6		21,914	16,890	38,804	7,312	46,116	
補 正 前	() 6		21,965	16,150	38,115	6,898	45,013	
比 較	()		△ 51	740	689	414	1,103	

()内は、短時間勤務職員について外書きしたもの

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管理職手当	扶養手当	通勤手当	住居手当	時 間 外 勤務手当	休 日 勤務手当	夜間勤務 手 当	宿日直手当	特殊勤務 手 当	管理職員特 別勤務手当
	補 正 後	360	798	860	332	920					
	補 正 前	360	498	710	282	900					
	比 較		300	150	50	20					
	区 分	期末手当	勤勉手当	地域手当	退職手当 負 担 金	退職手当特 別 負 担 金					
	補 正 後	5,349	4,347	932	2,992						
	補 正 前	5,149	4,347	912	2,992						
	比 較	200		20							

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	() 6		21,914	16,890	38,804	7,312	46,116	
補 正 前	() 6		21,965	16,150	38,115	6,898	45,013	
比 較	()		△ 51	740	689	414	1,103	

()内は、短時間勤務職員について外書きしたもの

(単位：千円)

職員手当の 内 訳	区 分	管理職手当	扶養手当	通勤手当	住居手当	時 間 外 勤務手当	休 日 勤務手当	夜間勤務 手 当	宿日直手当	特殊勤務 手 当	管理職員特 別勤務手当
	補 正 後	360	798	860	332	920					
	補 正 前	360	498	710	282	900					
	比 較		300	150	50	20					
	区 分	期末手当	勤勉手当	地域手当	退職手当 負 担 金	退職手当特 別 負 担 金					
	補 正 後	5,349	4,347	932	2,992						
	補 正 前	5,149	4,347	912	2,992						
	比 較	200		20							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	△ 51	その他の増減分 △ 51	人事異動に伴う組替等による増減 △ 51	
職員手当	740	その他の増減分 740	人事異動に伴う組替等による増減 扶養手当ほか 740	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員一人当たりの給与

区 分	分	一般行政職
令和8年9月1日 現在	平均給料月額 (円)	303,933
	平均給与月額 (円)	371,218
	平均年齢 (歳)	37.11
令和8年1月1日 現在	平均給料月額 (円)	297,216
	平均給与月額 (円)	331,650
	平均年齢 (歳)	35.09

イ 初任給

区 分	学 歴	町の制度 (円)	国の制度 (円)
		一般行政職	一般行政職
令和8年9月1日 現在	高校卒	206,700	200,300
	大学卒	237,600	232,000
令和8年1月1日 現在	高校卒	206,700	200,300
	大学卒	237,600	232,000

ウ 級別職員数

区 分	令和８年９月１日 現在 一般行政職		令和８年１月１日 現在 一般行政職	
	職員数（人）	構成比（％）	職員数（人）	構成比（％）
６ 級	()	() 0.0	()	() 0.0
５ 級	() 1	() 17.0	() 1	() 17.0
４ 級	() 1	() 17.0	() 1	() 17.0
３ 級	()	() 0.0	()	() 0.0
２ 級	() 3	() 50.0	() 2	() 33.0
１ 級	() 1	() 17.0	() 2	() 33.0
その他	()	()	()	()
計	(0) 6	(0.0) 100.0	(0) 6	(0.0) 100.0

(級別の基準となる職務)

区 分	一 般 行 政 職
６ 級	参事・課長
５ 級	室長・課長補佐
４ 級	係長
３ 級	主査
２ 級	主任
１ 級	主事

エ 昇給

区 分		合 計	代表的な職種 (一般行政職)
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	6	6
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	6	6
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	
		2 号 給 (人)	
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	6
		5 号 給 (人)	
		6 号 給 (人)	
		7 号 給 (人)	
		8 号 給 (人)	
		9 号 給以上 (人)	
	比 率 (B)/(A) (%)	100.0	100.0

区 分		合 計	代表的な職種 (一般行政職)
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	6	6
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	6	6
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	
		2 号 給 (人)	
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	6
		5 号 給 (人)	
		6 号 給 (人)	
		7 号 給 (人)	
		8 号 給 (人)	
		9 号 給以上 (人)	
	比 率 (B)/(A) (%)	100.0	100.0

オ 期末勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職 制 上 の 段 階 ・ 職 務 の 級 置 に よ る 加 算 措 置	備 考
	6 月 (月分)	1 2 月 (月分)			
補 正 後	(1.225) 2.325	(1.225) 2.325	(2.450) 4.650	有	
補 正 前	(1.225) 2.325	(1.225) 2.325	(2.450) 4.650	有	

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置	退職時特別昇給	備 考
支 給 率 等	24.586875	33.27075	47.70900	47.70900	定年前早期退職特例 措置(2～20%加算)	無	

キ 特殊勤務手当

区分	全職種	一般行政職
給料総額に対する比率(%)	0.0	0.0
支給対象職員の比率(%)	0.0	0.0
代表的な特殊勤務手当の名称 無		

ク その他の手当

区 分	国の制度との差異	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	一部異なる	距離区分

議案第 6 9 号

令和 8 年度大子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度大子町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4 2 8 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 4 9, 0 7 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 2 日 提 出

茨城県大子町長 高 梨 哲 彦

令和 8 年 9 月 日 決

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 繰入金		102,769	868	101,901
	1 一般会計繰入金	102,769	868	101,901
4 繰越金		5,000	440	5,440
	1 繰越金	5,000	440	5,440
歳 入	合 計	349,500	428	349,072

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		10,167	868	9,299
	1 総務管理費	10,167	868	9,299
3 諸支出金		1,462	440	1,902
	1 償還金及び還付加算金	1,420	440	1,860
歳 出	合 計	349,500	428	349,072

1 総括
歳入

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	102,769	868	101,901
4 繰越金	5,000	440	5,440
歳入合計	349,500	428	349,072

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	10,167	868	9,299				868
3 諸支出金	1,462	440	1,902				440
歳 出 合 計	349,500	428	349,072				428

2 歳 入

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	102,769	868	101,901	2 職員給与費等繰入金	868	職員給与費等繰入れ 868
計	102,769	868	101,901			

(款) 4 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	5,000	440	5,440	1 繰越金	440	前年度繰越金 440
計	5,000	440	5,440			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明						
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額					
				国県支出金	地 方 債	そ の 他									
1 一般管理費	10,167	868	9,299				868	2 給料	48	行政職	48				
								3 職員手当等	682	扶養手当 通勤手当 児童手当	342 100 240				
								4 共済費	138	職員共済組合負担金	138				
計	10,167	868	9,299				868								

(款) 3 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

4 償還金	0	440	440				440	22 償還金、利子及び割引料	440	償還金 国・県支出金等返還金 440 440
計	1,420	440	1,860				440			

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	() 1		3,209	2,525	5,734	993	6,727	
補 正 前	() 1		3,257	2,967	6,224	1,131	7,355	
比 較	()		△ 48	△ 442	△ 490	△ 138	△ 628	

()内は、短時間勤務職員について外書きしたもの

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管理職手当	扶養手当	通勤手当	住居手当	時 間 外 勤務手当	休 日 勤務手当	夜間勤務 手 当	宿日直手当	特殊勤務 手 当	管理職員特 別勤務手当
	補 正 後			218		300					
	補 正 前		342	318		300					
	比 較		△ 342	△ 100							
	区 分	期末手当	勤勉手当	地域手当	退職手当 負 担 金	退職手当特 別 負 担 金					
	補 正 後	780	614	143	470						
	補 正 前	780	614	143	470						
	比 較										

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	() 1		3,209	2,525	5,734	993	6,727	
補 正 前	() 1		3,257	2,967	6,224	1,131	7,355	
比 較	()		△ 48	△ 442	△ 490	△ 138	△ 628	

()内は、短時間勤務職員について外書きしたもの

(単位：千円)

職員手当の 内 訳	区 分	管理職手当	扶養手当	通勤手当	住居手当	時 間 外 勤務手当	休 日 勤務手当	夜間勤務 手 当	宿日直手当	特殊勤務 手 当	管理職員特 別勤務手当
	補 正 後			218		300					
	補 正 前		342	318		300					
	比 較		△ 342	△ 100							
	区 分	期末手当	勤勉手当	地域手当	退職手当 負 担 金	退職手当特 別 負 担 金					
	補 正 後	780	614	143	470						
	補 正 前	780	614	143	470						
	比 較										

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	△ 48	その他の増減分 △ 48	人事異動に伴う組替等による増減 △ 48	
職員手当	△ 442	その他の増減分 △ 442	人事異動に伴う組替等による増減 扶養手当ほか △ 442	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員一人当たりの給与

区 分	分	一般行政職
令和8年9月1日 現在	平均給料月額 (円)	267,000
	平均給与月額 (円)	309,394
	平均年齢 (歳)	28.05
令和8年1月1日 現在	平均給料月額 (円)	267,000
	平均給与月額 (円)	331,669
	平均年齢 (歳)	33.07

イ 初任給

区 分	学 歴	町の制度 (円)	国の制度 (円)
		一般行政職	一般行政職
令和8年9月1日 現在	高校卒	206,700	200,300
	大学卒	237,600	232,000
令和8年1月1日 現在	高校卒	206,700	200,300
	大学卒	237,600	232,000

ウ 級別職員数

区 分	令和 8 年 9 月 1 日 現在 一般行政職		令和 8 年 1 月 1 日 現在 一般行政職	
	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
6 級	()	() 0.0	()	() 0.0
5 級	()	() 0.0	()	() 0.0
4 級	()	() 0.0	()	() 0.0
3 級	()	() 0.0	()	() 0.0
2 級	() 1	() 100.0	() 1	() 100.0
1 級	()	() 0.0	()	() 0.0
その他	()	()	()	()
計	(0) 1	(0.0) 100.0	(0) 1	(0.0) 100.0

(級別の基準となる職務)

区 分	一 般 行 政 職
6 級	参事・課長
5 級	室長・課長補佐
4 級	係長
3 級	主査
2 級	主任
1 級	主事

エ 昇給

区 分		合 計	代表的な職種 (一般行政職)
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	1	1
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	1	1
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	
		2 号 給 (人)	
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	1
		5 号 給 (人)	
		6 号 給 (人)	
		7 号 給 (人)	
		8 号 給 (人)	
		9 号 給以上 (人)	
	比 率 (B)/(A) (%)	100.0	100.0

区 分		合 計	代表的な職種 (一般行政職)
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	1	1
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	1	1
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	
		2 号 給 (人)	
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	1
		5 号 給 (人)	
		6 号 給 (人)	
		7 号 給 (人)	
		8 号 給 (人)	
		9 号 給以上 (人)	
	比 率 (B)/(A) (%)	100.0	100.0

オ 期末勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職 制 上 の 段 階 ・ 職 務 の 級 置 に よ る 加 算 措 置	備 考
	6 月 (月分)	1 2 月 (月分)			
補 正 後	(1.225) 2.325	(1.225) 2.325	(2.450) 4.650	有	
補 正 前	(1.225) 2.325	(1.225) 2.325	(2.450) 4.650	有	

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置	退職時特別昇給	備 考
支 給 率 等	24.586875	33.27075	47.70900	47.70900	定年前早期退職特例 措置(2～20%加算)	無	

キ 特殊勤務手当

区分	全職種	一般行政職
給料総額に対する比率(%)	0.0	0.0
支給対象職員の比率(%)	0.0	0.0
代表的な特殊勤務手当の名称 無		

ク その他の手当

区 分	国の制度との差異	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	一部異なる	距離区分

議案第 70 号

令和 8 年度大子町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度大子町の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 122,346 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,495,619 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 2 日 提 出

茨城県大子町長 高 梨 哲 彦

令和 8 年 9 月 日 決

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 国庫支出金		598,538	590	599,128
	2 国庫補助金	227,615	590	228,205
5 県支出金		347,143	310	346,833
	2 県補助金	13,896	310	13,586
6 財産収入		1,855	728	2,583
	1 財産運用収入	1,855	728	2,583
7 繰入金		337,674	900	338,574
	1 一般会計繰入金	337,673	900	338,573
8 繰越金		3,056	120,438	123,494
	1 繰越金	3,056	120,438	123,494
歳 入	合 計	2,373,273	122,346	2,495,619

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		77,819	1,849	75,970
	1 総務管理費	57,478	1,849	55,629
4 基金積立金		1,855	728	2,583
	1 基金積立金	1,855	728	2,583
5 地域支援事業費		83,471	1,612	81,859
	3 包括的支援事業・任意事業費	51,259	1,612	49,647
7 諸支出金		30,453	125,079	155,532
	1 償還金及び還付加算金	30,452	120,934	151,386
	2 繰出金	1	4,145	4,146
歳 出	合 計	2,373,273	122,346	2,495,619

1 総括
歳入

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	598,538	590	599,128
5 県支出金	347,143	310	346,833
6 財産収入	1,855	728	2,583
7 繰入金	337,674	900	338,574
8 繰越金	3,056	120,438	123,494
歳入合計	2,373,273	122,346	2,495,619

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	77,819	1,849	75,970	1,210			3,059
4 基金積立金	1,855	728	2,583			728	
5 地域支援事業費	83,471	1,612	81,859	930			682
7 諸支出金	30,453	125,079	155,532				125,079
歳 出 合 計	2,373,273	122,346	2,495,619	280		728	121,338

2 歳 入

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業)	19,758	620	19,138	1 現年度分	620	現年度分 620
5 介護保険事業費補助金	539	1,210	1,749	1 介護保険事業費補助金	1,210	介護保険事業費補助金 1,210
計	227,615	590	228,205			

(款) 5 県支出金

(項) 2 県補助金

2 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業)	9,878	310	9,568	1 現年度分	310	現年度分 310
計	13,896	310	13,586			

(款) 6 財産収入

(項) 1 財産運用収入

1 利子及び配当金	1,855	728	2,583	1 利子及び配当金	728	介護給付費準備基金利子 728
計	1,855	728	2,583			

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

3 地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業)	9,883	310	9,573	1 現年度分	310	現年度分 310
--	-------	-----	-------	--------	-----	----------

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
5 その他一般会計繰入金	26,538	1,210	27,748	2 事務費繰入金	1,210	事務費繰入れ 1,210
計	337,673	900	338,573			

(款) 8 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	3,056	120,438	123,494	1 繰越金	120,438	前年度繰越金 120,438
計	3,056	120,438	123,494			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分			金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 一般管理費	57,459	1,849	55,610	1,210			3,059	2 給料	3,764	行政職	3,764
										6 人	3,764
								3 職員手当等	300	扶養手当	100
										通勤手当	100
										住居手当	300
		期末手当	300								
		勤勉手当	100								
		地域手当	100								
		退職手当負担金	100								
				4 共済費	205	職員共済組合負担金	645				
						社会保険料(会計年度任用職員)	440				
						12 委託料	2,420	委託料	2,420		
								介護保険法改正に伴うシステム改修業務	2,420		
計	57,478	1,849	55,629	1,210			3,059				

(款) 4 基金積立金

(項) 1 基金積立金

1 介護給付費準備基金積立金	1,855	728	2,583			728		24 積立金	728	積立金 介護給付費準備基金利子 728
計	1,855	728	2,583			728				

(款) 5 地域支援事業費

(項) 3 包括的支援事業・任意事業費

3 地域包括支援センター運営	39,147	1,612	37,535	930			682	2 給料	829	行政職 4人 829
----------------	--------	-------	--------	-----	--	--	-----	------	-----	------------------

(款) 5 地域支援事業費

(項) 3 包括的支援事業・任意事業費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
費							3 職員手当等	674	通勤手当 住居手当 期末手当 勤勉手当	
							4 共済費	109	職員共済組合負担金	
計	51,259	1,612	49,647	930			682			

(款) 7 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

2 償還金	30,000	120,934	150,934				120,934	22 償還金、利子及び割引料	120,934	償還金 120,934 国庫支出金等返還金 120,934
計	30,452	120,934	151,386				120,934			

(款) 7 諸支出金

(項) 2 繰出金

1 一般会計繰出金	1	4,145	4,146				4,145	27 繰出金	4,145	繰出金 4,145 一般会計 4,145
計	1	4,145	4,146				4,145			

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(4) 10	9,687	34,422	31,519	75,628	13,645	89,273	
補 正 前	(4) 10	9,687	39,015	32,493	81,195	13,959	95,154	
比 較	()		△ 4,593	△ 974	△ 5,567	△ 314	△ 5,881	

()内は、短時間勤務職員について外書きしたもの

(単位：千円)

職員手当の内 訳	区 分	管理職手当	扶養手当	通勤手当	住居手当	時 間 外 勤務手当	休 日 勤務手当	夜間勤務 手 当	宿日直手当	特殊勤務 手 当	管理職員特 別勤務手当
	補 正 後	720	704	2,355	972	1,800					
	補 正 前	720	804	2,205	996	1,800					
	比 較		△ 100	150	△ 24						
	区 分	期末手当	勤勉手当	地域手当	退職手当 負 担 金	退職手当特 別 負 担 金					
	補 正 後	9,902	8,357	1,518	5,191						
	補 正 前	10,402	8,657	1,618	5,291						
	比 較	△ 500	△ 300	△ 100	△ 100						

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	() 10		34,422	29,540	63,962	11,885	75,847	
補 正 前	() 10		39,015	30,514	69,529	12,639	82,168	
比 較	()		△ 4,593	△ 974	△ 5,567	△ 754	△ 6,321	

()内は、短時間勤務職員について外書きしたもの

(単位：千円)

職員手当の 内 訳	区 分	管理職手当	扶養手当	通勤手当	住居手当	時 間 外 勤務手当	休 日 勤務手当	夜間勤務 手 当	宿日直手当	特殊勤務 手 当	管理職員特 別勤務手当
	補 正 後	720	704	2,355	972	1,800					
	補 正 前	720	804	2,205	996	1,800					
	比 較		△ 100	150	△ 24						
	区 分	期末手当	勤勉手当	地域手当	退職手当 負 担 金	退職手当特 別 負 担 金					
	補 正 後	8,751	7,529	1,518	5,191						
	補 正 前	9,251	7,829	1,618	5,291						
	比 較	△ 500	△ 300	△ 100	△ 100						

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(4)	9,687			9,687	1,760	11,447	
補 正 前	(4)	9,687			9,687	1,320	11,007	
比 較	()					440	440	

()内は、短時間勤務職員について外書きしたもの

(単位：千円)

職員手当の 内 訳	区 分	期末手当	勤勉手当
	補 正 後	1,151	828
	補 正 前	1,151	828
	比 較		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	△ 4,593	その他の増減分 △ 4,593	人事異動に伴う組替等による増減 △ 4,593	
職員手当	△ 974	その他の増減分 △ 974	人事異動に伴う組替等による増減 通勤手当 150 期末勤勉手当ほか △ 1,124	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員一人当たりの給与

区 分	分	一般行政職
令和8年9月1日 現在	平均給料月額 (円)	314,890
	平均給与月額 (円)	379,350
	平均年齢 (歳)	39.08
令和8年1月1日 現在	平均給料月額 (円)	316,000
	平均給与月額 (円)	371,128
	平均年齢 (歳)	39.01

イ 初任給

区 分	学 歴	町の制度 (円)	国の制度 (円)
		一般行政職	一般行政職
令和8年9月1日 現在	高校卒	206,700	200,300
	大学卒	237,600	232,000
令和8年1月1日 現在	高校卒	206,700	200,300
	大学卒	237,600	232,000

ウ 級別職員数

区 分	令和 8 年 9 月 1 日 現在 一般行政職		令和 8 年 1 月 1 日 現在 一般行政職	
	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
6 級	()	() 0.0	()	() 0.0
5 級	() 2	() 20.0	() 2	() 20.0
4 級	() 1	() 10.0	() 2	() 20.0
3 級	() 3	() 30.0	() 2	() 20.0
2 級	() 3	() 30.0	() 2	() 20.0
1 級	() 1	() 10.0	() 2	() 20.0
その他	()	()	()	()
計	(0) 10	(0.0) 100.0	(0) 10	(0.0) 100.0

(級別の基準となる職務)

区 分	一 般 行 政 職
6 級	参事・課長
5 級	室長・課長補佐
4 級	係長
3 級	主査
2 級	主任
1 級	主事

エ 昇給

区 分		合 計	代表的な職種 (一般行政職)
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	1 0	1 0
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	1 0	1 0
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	
		2 号 給 (人)	
		3 号 給 (人)	9
		4 号 給 (人)	1
		5 号 給 (人)	
		6 号 給 (人)	
		7 号 給 (人)	
		8 号 給 (人)	
		9 号 給以上 (人)	
	比 率 (B)/(A) (%)	1 0 0 . 0	1 0 0 . 0

区 分		合 計	代表的な職種 (一般行政職)
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	1 0	1 0
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	1 0	1 0
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	
		2 号 給 (人)	
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	1 0
		5 号 給 (人)	
		6 号 給 (人)	
		7 号 給 (人)	
		8 号 給 (人)	
		9 号 給以上 (人)	
	比 率 (B)/(A) (%)	1 0 0 . 0	1 0 0 . 0

オ 期末勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職 制 上 の 段 階 ・ 職 務 の 級 置 に よ る 加 算 措 置	備 考
	6 月 (月分)	1 2 月 (月分)			
補 正 後	(1 . 2 2 5) 2 . 3 2 5	(1 . 2 2 5) 2 . 3 2 5	(2 . 4 5 0) 4 . 6 5 0	有	
補 正 前	(1 . 2 2 5) 2 . 3 2 5	(1 . 2 2 5) 2 . 3 2 5	(2 . 4 5 0) 4 . 6 5 0	有	

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	2 0 年勤続の者 (月分)	2 5 年勤続の者 (月分)	3 5 年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置	退職時特別昇給	備 考
支 給 率 等	2 4 . 5 8 6 8 7 5	3 3 . 2 7 0 7 5	4 7 . 7 0 9 0 0	4 7 . 7 0 9 0 0	定年前早期退職特例 措置 (2 ～ 20 % 加算)	無	

キ 特殊勤務手当

区分	全職種	一般行政職
給料総額に対する比率 (%)	0 . 0	0 . 0
支給対象職員の比率 (%)	0 . 0	0 . 0
代表的な特殊勤務手当の名称 無		

ク その他の手当

区 分	国の制度との差異	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	一部異なる	距離区分

議案第 7 1 号

令和 8 年度大子町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度大子町の介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 8, 2 9 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 2 日 提 出

茨城県大子町長 高 梨 哲 彦

令和 8 年 9 月 日 決

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 繰入金		8,263	94	8,357
	1 他会計繰入金	8,263	94	8,357
歳 入	合 計	18,200	94	18,294

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		11,039	94	11,133
	1 総務管理費	11,039	94	11,133
歳 出	合 計	18,200	94	18,294

1 総括
歳入

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 繰入金	8,263	94	8,357
歳入合計	18,200	94	18,294

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	11,039	94	11,133				94
歳出合計	18,200	94	18,294				94

2 歳 入

(款) 2 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	8,263	94	8,357	1 一般会計繰入金	94	一般会計繰入れ 94
計	8,263	94	8,357			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 一般管理費	11,039	94	11,133				94	3 職員手当等	30	勤勉手当	30
								4 共済費	64	職員共済組合負担金	64
計	11,039	94	11,133				94				

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	() 1		4,474	4,371	8,845	1,688	10,533	
補 正 前	() 1		4,474	4,341	8,815	1,624	10,439	
比 較	()			30	30	64	94	

()内は、短時間勤務職員について外書きしたもの

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管理職手当	扶養手当	通勤手当	住居手当	時 間 外 勤務手当	休 日 勤務手当	夜間勤務 手 当	宿日直手当	特殊勤務 手 当	管理職員特 別勤務手当
	補 正 後		558	430		400					
	補 正 前		558	430		400					
	比 較										
	区 分	期末手当	勤勉手当	地域手当	退職手当 負 担 金	退職手当特 別 負 担 金					
	補 正 後	1,192	957	200	634						
	補 正 前	1,192	927	200	634						
	比 較		30								

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	() 1		4,474	4,371	8,845	1,688	10,533	
補 正 前	() 1		4,474	4,341	8,815	1,624	10,439	
比 較	()			30	30	64	94	

()内は、短時間勤務職員について外書きしたもの

(単位：千円)

職員手当の内訳	区 分	管理職手当	扶養手当	通勤手当	住居手当	時 間 外 勤務手当	休 日 勤務手当	夜間勤務 手 当	宿日直手当	特殊勤務 手 当	管理職員特 別勤務手当
	補 正 後		558	430		400					
	補 正 前		558	430		400					
	比 較										
	区 分	期末手当	勤勉手当	地域手当	退職手当 負 担 金	退職手当特 別 負 担 金					
	補 正 後	1,192	957	200	634						
	補 正 前	1,192	927	200	634						
	比 較		30								

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	0	その他の増減分 0	人事異動に伴う組替等による増減 0	
職員手当	30	その他の増減分 30	人事異動に伴う組替等による増減 勤勉手当 30	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員一人当たりの給与

区 分	分	一般行政職
令和8年9月1日 現在	平均給料月額 (円)	372,400
	平均給与月額 (円)	472,576
	平均年齢 (歳)	47.07
令和8年1月1日 現在	平均給料月額 (円)	367,800
	平均給与月額 (円)	459,932
	平均年齢 (歳)	47.01

イ 初任給

区 分	学 歴	町の制度 (円)	国の制度 (円)
		一般行政職	一般行政職
令和8年9月1日 現在	高校卒	206,700	200,300
	大学卒	237,600	232,000
令和8年1月1日 現在	高校卒	206,700	200,300
	大学卒	237,600	232,000

ウ 級別職員数

区 分	令和 8 年 9 月 1 日 現在 一般行政職		令和 8 年 1 月 1 日 現在 一般行政職	
	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
6 級	()	() 0.0	()	() 0.0
5 級	()	() 0.0	()	() 0.0
4 級	() 1	() 100.0	() 1	() 100.0
3 級	()	() 0.0	()	() 0.0
2 級	()	() 0.0	()	() 0.0
1 級	()	() 0.0	()	() 0.0
その他	()	()	()	()
計	(0) 1	(0.0) 100.0	(0) 1	(0.0) 100.0

(級別の基準となる職務)

区 分	一 般 行 政 職
6 級	参事・課長
5 級	室長・課長補佐
4 級	係長
3 級	主査
2 級	主任
1 級	主事

エ 昇給

区 分		合 計	代表的な職種 (一般行政職)
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	1	1
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	1	1
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	
		2 号 給 (人)	
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	1
		5 号 給 (人)	
		6 号 給 (人)	
		7 号 給 (人)	
		8 号 給 (人)	
		9 号 給以上 (人)	
	比 率 (B)/(A) (%)	100.0	100.0

区 分		合 計	代表的な職種 (一般行政職)
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	1	1
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	1	1
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	
		2 号 給 (人)	
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	1
		5 号 給 (人)	
		6 号 給 (人)	
		7 号 給 (人)	
		8 号 給 (人)	
		9 号 給以上 (人)	
	比 率 (B)/(A) (%)	100.0	100.0

オ 期末勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職 制 上 の 段 階 ・ 職 務 の 級 置 に よ る 加 算 措 置	備 考
	6 月 (月分)	1 2 月 (月分)			
補 正 後	(1.225) 2.325	(1.225) 2.325	(2.450) 4.650	有	
補 正 前	(1.225) 2.325	(1.225) 2.325	(2.450) 4.650	有	

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置	退職時特別昇給	備 考
支 給 率 等	24.586875	33.27075	47.70900	47.70900	定年前早期退職特例 措置(2～20%加算)	無	

キ 特殊勤務手当

区分	全職種	一般行政職
給料総額に対する比率(%)	0.0	0.0
支給対象職員の比率(%)	0.0	0.0
代表的な特殊勤務手当の名称 無		

ク その他の手当

区 分	国の制度との差異	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	一部異なる	距離区分

議案第72号

令和8年度大子町浄化槽整備事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和8年度大子町浄化槽整備事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（企業債）

第2条 令和8年度大子町浄化槽整備事業会計予算第5条を次のように改める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
特定地域生活排水 処理施設事業	11,400千円	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 （ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地方 公共団体金融機構資金につい て、利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後の 利率）	政府資金及び地方公共団体金融機構については、その融 資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協 定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置 期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利 に借り換えすることができる。
過疎対策事業	11,400千円			
計	22,800千円			

令和8年9月2日 提出

茨城県大子町長 高梨哲彦

令和8年9月 日 決

議案第73号

令和8年度大子町水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和8年度大子町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和8年度大子町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（4）建設改良事業	7,662千円	25,400千円	33,062千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 水道事業収益	434,938千円	300千円	435,238千円
第2項 営業外収益	44,012千円	300千円	44,312千円
支 出			
第1款 水道事業費	544,777千円	△4,231千円	540,546千円
第1項 営業費用	520,972千円	△4,231千円	516,741千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	53,142千円	25,350千円	78,492千円
第1項 企業債	13,000千円	19,000千円	32,000千円
第5項 国県補助金	2,000千円	6,350千円	8,350千円
支 出			
第1款 資本的支出	174,284千円	25,400千円	199,684千円
第2項 上水道建設改良費	7,662千円	25,400千円	33,062千円

第5条 予算第5条を次のように改める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
上水道事業	32,000千円	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地方 公共団体金融機構資金につい て、利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後の 利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構については、その 融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と 協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低 利に借り換えすることができる。
計	32,000千円			

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第8条に定めた経費の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
(1) 職員給与費	94,329千円	△4,231千円	90,098千円

令和 8 年 9 月 2 日 提 出

茨城県大子町長 高 梨 哲 彦

令和 8 年 9 月 日 決

令和8年度大子町水道事業会計補正予算実施計画(第3号)

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備 考
1 水道事業収益			434,938	300	435,238	
	2 営業外収益		44,012	300	44,312	
		7 国県補助金	0	300	300	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備 考
1 水道事業費			544,777	△ 4,231	540,546	
	1 営業費用		520,972	△ 4,231	516,741	
		1 原水、浄水及び給水費	259,987	△ 7,188	252,799	
		2 受託工事費	8,264	1,875	10,139	
		3 総係費	83,320	1,082	84,402	

令和8年度大子町水道事業会計補正予算実施計画(第3号)

資本的収入及び支出

収入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備考
1 資本的収入			53,142	25,350	78,492	
	1 企業債		13,000	19,000	32,000	
		1 企業債	13,000	19,000	32,000	
	5 国県補助金		2,000	6,350	8,350	
		1 国庫補助金	2,000	6,350	8,350	

支出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備考
1 資本的支出			174,284	25,400	199,684	
	2 上水道建設改良費		7,662	25,400	33,062	
		1 上水道建設改良費	7,662	25,400	33,062	

令和 8 年度 大子町 水道事業 会計補正予算説明書 (第 3 号)

収 益 の 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：千円)

款 項	目	補 正 前	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 水道事業収益		434,938	300	435,238			
2 営業外収益		44,012	300	44,312			
	7 国県補助金	0	300	300	県補助金	300	茨城県上水道転換支援事業補助金 300

支 出

(単位：千円)

款 項	目	補 正 前	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 水道事業費		544,777	△ 4,231	540,546			
1 営業費用		520,972	△ 4,231	516,741			
	1 原水、浄水及び給水費	259,987	△ 7,188	252,799	給料	△ 3,751	職員給 6人 △ 5,608 会計年度任用職員 1,857
					職員手当等	△ 1,708	扶養手当 200 住居手当 △ 366 通勤手当 200 通勤手当（会計年度任用職員） 47 時間外勤務手当（会計年度任用職員） 44 休日勤務手当（会計年度任用職員） 19 期末手当 △ 1,139 期末手当（会計年度任用職員） 144 勤勉手当 △ 1,000 勤勉手当（会計年度任用職員） 104

							特殊勤務手当（会計年度任用職員）	9
							児童手当	180
							地域手当	△ 150
					法定福利費	△ 1,029	職員共済組合	△ 1,537
							労働保険料	8
							会計年度任用職員の社会保険料	500
					退職手当組合負担金	△ 700	退職手当負担金	△ 700
	2 受託工事費	8,264	1,875	10,139	給料	1,187	職員数 1人	1,187
					職員手当等	304	通勤手当	△ 200
							期末手当	164
							勤勉手当	300
							地域手当	40
					法定福利費	254	職員共済組合	254
					退職手当組合負担金	130	退職手当負担金	130
	3 総係費	83,320	1,082	84,402	職員手当等	607	扶養手当	200
							住居手当	△ 366
							期末手当	413
							勤勉手当	350
							地域手当	10
					法定福利費	475	職員共済組合	175
							再任用職員社会保険料	300

令和 8 年度 大子町 水道事業 会計補正予算説明書 (第 3 号)

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：千円)

款 項	目	補 正 前	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 資本的收入		53,142	25,350	78,492			
1 企業債		13,000	19,000	32,000			
	1 企業債	13,000	19,000	32,000	企業債（建設改良）	19,000	運転制御設備整備事業 19,000
5 国県補助金		2,000	6,350	8,350			
	1 国庫補助金	2,000	6,350	8,350	国庫補助金	6,350	防災安全交付金 6,350

支 出

(単位：千円)

款 項	目	補 正 前	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 資本的支出		174,284	25,400	199,684			
2 上水道建設改良費		7,662	25,400	33,062			
	1 上水道建設改良費	7,662	25,400	33,062	送、配水設備費	25,400	生瀬地区加圧機場運転制御設備整備工事 25,400

補正予算給与費明細書

1 総括

(単位：千円)

区 分		職 員 数 (人)		給 与 費				法定福利費	合 計
		特別職	一般職	報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員	13	(4) 8	132	42,055	33,431	75,618	13,338	88,956
	資本勘定支弁職員		()						
	合 計	13	(4) 8	132	42,055	33,431	75,618	13,338	88,956
補 正 前	損益勘定支弁職員	13	(3) 9	132	44,619	34,978	79,729	13,638	93,367
	資本勘定支弁職員		()						
	合 計	13	(3) 9	132	44,619	34,978	79,729	13,638	93,367
比 較	損益勘定支弁職員		(1) △ 1		△ 2,564	△ 1,547	△ 4,111	△ 300	△ 4,411
	資本勘定支弁職員		()						
	合 計		(1) △ 1		△ 2,564	△ 1,547	△ 4,111	△ 300	△ 4,411

() 内は、短時間勤務職員について外書きしたもの

(単位：千円)

手当の内訳	区 分	管理職手当	扶養手当	通勤手当	住居手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当	宿日直手当	特殊勤務手当	管理職員特別勤務手当
	補 正 後	1,200	988	1,606		4,888	688	18		400	200
	補 正 前	1,200	588	1,559	732	4,844	669	9		400	200
	比 較		400	47	△ 732	44	19	9			
	区 分	期末手当	勤勉手当	地域手当	退職手当負担金	退職手当特別負担金					
	補 正 後	9,371	7,891	1,669	4,512						
	補 正 前	9,789	8,137	1,769	5,082						
	比 較	△ 418	△ 246	△ 100	△ 570						

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分		職 員 数 (人)		給 与 費				法定福利費	合 計
		特別職	一般職	報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員	13	(2) 8	132	37,739	32,443	70,314	12,322	82,636
	資本勘定支弁職員		()						
	合 計	13	(2) 8	132	37,739	32,443	70,314	12,322	82,636
補 正 前	損益勘定支弁職員	13	(2) 9	132	42,160	34,357	76,649	13,130	89,779
	資本勘定支弁職員		()						
	合 計	13	(2) 9	132	42,160	34,357	76,649	13,130	89,779
比 較	損益勘定支弁職員		() △ 1		△ 4,421	△ 1,914	△ 6,335	△ 808	△ 7,143
	資本勘定支弁職員		()						
	合 計		() △ 1		△ 4,421	△ 1,914	△ 6,335	△ 808	△ 7,143

() 内は、短時間勤務職員について外書きしたもの

(単位：千円)

手当の内訳	区 分	管理職手当	扶養手当	通勤手当	住居手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当	宿日直手当	特殊勤務手当	管理職員特別勤務手当
	補 正 後	1,200	988	1,512		4,800	650			400	200
	補 正 前	1,200	588	1,512	732	4,800	650			400	200
	比 較		400		△ 732						
	区 分	期末手当	勤勉手当	地域手当	退職手当特別負担金	退職手当特別負担金					
	補 正 後	8,935	7,577	1,669	4,512						
	補 正 前	9,497	7,927	1,769	5,082						
	比 較	△ 562	△ 350	△ 100	△ 570						

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分		職 員 数 (人)		給 与 費			法定福利費	合 計
		特別職	一般職	給 料	手 当	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員		(2)	4,316	988	5,304	1,016	6,320
	資本勘定支弁職員		()					
	合 計		(2)	4,316	988	5,304	1,016	6,320
補 正 前	損益勘定支弁職員		(1)	2,459	621	3,080	508	3,588
	資本勘定支弁職員		()					
	合 計		(1)	2,459	621	3,080	508	3,588
比 較	損益勘定支弁職員		(1)	1,857	367	2,224	508	2,732
	資本勘定支弁職員		()					
	合 計		(1)	1,857	367	2,224	508	2,732

() 内は、短時間勤務職員について外書きしたもの

(単位：千円)

手当の内訳	区 分	通勤手当	時間外勤務 手当	休日勤務 手 当	夜間勤務 手 当	期末手当	勤勉手当
	補 正 後	94	88	38	18	436	314
	補 正 前	47	44	19	9	292	210
	比 較	47	44	19	9	144	104

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	△ 2,564	その他の増減分 △ 2,564	人事異動に伴う組替等による増減	
職員手当	△ 1,547	その他の増減分 △ 1,547	人事異動に伴う組替等による増減 期末勤勉手当ほか 519 居住手当ほか △ 2,066	

3 給料及び職員手当の状況

ア 職員一人当たりの給与

区 分	企 業 職
令和8年9月1日 現在	平均給料月額 (円) 338,787
	平均給与月額 (円) 422,022
	平均年齢 (歳) 41.10
令和8年1月1日 現在	平均給料月額 (円) 338,933
	平均給与月額 (円) 418,140
	平均年齢 (歳) 42.04

イ 初任給

区 分	学 歴	町の制度 (円)	国の制度 (円)
		企業職	一般行政職
令和8年9月1日 現在	高校卒	206,700	200,300
	大学卒	237,600	232,000
令和8年1月1日 現在	高校卒	206,700	200,300
	大学卒	237,600	232,000

ウ 級別職員数

区 分		企業職	
		職員数 (人)	構成比 (%)
令和8年9月1日 現在	6 級	() 1	() 12.5
	5 級	() 2	() 25.0
	4 級	() 1	() 12.5
	3 級	(2) 1	(100.0) 12.5
	2 級	() 3	() 37.5
	1 級	()	()
	その他	()	()
	計	(2) 8	(100.0) 100.0
区 分		企業職	
		職員数 (人)	構成比 (%)
令和8年1月1日 現在	6 級	() 1	() 11.1
	5 級	() 2	() 22.2
	4 級	() 2	() 22.2
	3 級	() 1	() 11.1
	2 級	() 3	() 33.3
	1 級	(2)	(100.0)
	その他	()	()
	計	(2) 9	(100.0) 100.0

(級別の基準となる職務)

区 分	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
企業職	課長・参事	課長補佐	係長	主査	主任	主事

エ 昇給

区 分		合 計	代表的な職種 企業職	備 考
補 正 後	職 員 数 (A)(人)	8	8	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B)(人)	7	7	
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)		
		2 号 給 (人)	1	1
		3 号 給 (人)		
		4 号 給 (人)	6	6
		5 号 給 (人)		
		6 号 給 (人)		
		7 号 給 (人)		
		8 号 給 (人)		
		9 号 給以上 (人)		
	比 率 (B)/(A) (%)		87.5	87.5
補 正 前	職 員 数 (A)(人)	9	9	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B)(人)	9	9	
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)		
		2 号 給 (人)	1	1
		3 号 給 (人)		
		4 号 給 (人)	8	8
		5 号 給 (人)		
		6 号 給 (人)		
		7 号 給 (人)		
		8 号 給 (人)		
		9 号 給以上 (人)		
	比 率 (B)/(A) (%)		100.0	100.0

オ 期末勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階・職務の級 による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	1 2 月 (月分)			
補 正 後	(1.225) 2.325	(1.225) 2.325	(2.450) 4.650	有	
補 正 前	(1.225) 2.325	(1.225) 2.325	(2.450) 4.650	有	

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置	退職時特別昇給	備 考
支 給 率 等	24.586875	33.27075	47.70900	47.70900	定年前早期退職特例 措置 (2～20%加算)	無	

キ 特殊勤務手当

区分	企業職
給料総額に対する比率 (%)	0.95
支給対象職員の比率 (%)	100.00
代表的な特殊勤務手当の名称	緊急出勤手当

ク その他の手当

区 分	国の制度との差異	差異の内容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	一部異なる	距離区分

議案第 7 4 号

令和 7 年度大子町一般会計歳入歳出決算の認定について

令和 7 年度大子町一般会計歳入歳出決算が会計管理者から提出されたので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて町議会の認定を求める。

令和 8 年 9 月 2 日 提 出

大子町長 高 梨 哲 彦

令和 8 年 9 月 日 認 定

議案第 75 号

令和 7 年度太子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 7 年度太子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算が会計管理者から提出されたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて町議会の認定を求める。

令和 8 年 9 月 2 日 提 出

太子町長 高 梨 哲 彦

令和 8 年 9 月 日 認定

議案第 76 号

令和 7 年度大子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 7 年度大子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算が会計管理者から提出されたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて町議会の認定を求める。

令和 8 年 9 月 2 日 提 出

大子町長 高 梨 哲 彦

令和 8 年 9 月 日 認定

議案第 77 号

令和 7 年度大子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 7 年度大子町介護保険特別会計歳入歳出決算が会計管理者から提出されたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて町議会の認定を求める。

令和 8 年 9 月 2 日 提 出

大子町長 高 梨 哲 彦

令和 8 年 9 月 日 認定

議案第 78 号

令和 7 年度太子町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 7 年度太子町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算が会計管理者から提出されたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて町議会の認定を求める。

令和 8 年 9 月 2 日 提 出

太子町長 高 梨 哲 彦

令和 8 年 9 月 日 認 定

議案第 79 号

令和 7 年度大子町浄化槽整備事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、令和 7 年度大子町浄化槽整備事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書のとおり処分し、併せて同法第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度大子町浄化槽整備事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて町議会の認定を求める。

令和 8 年 9 月 2 日 提 出

大子町長 高 梨 哲 彦

令和 8 年 9 月 日 認定

議案第 80 号

令和 7 年度大子町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、令和 7 年度大子町水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書のとおり処分し、併せて同法第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度大子町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて町議会の認定を求める。

令和 8 年 9 月 2 日 提 出

大子町長 高 梨 哲 彦

令和 8 年 9 月 日 認 定

令和7年度大子町歳入歳出決算及び基金の運用状況に関する意見書

1 審査の期日

令和8年7月14日、15日、30日、31日（4日間）

2 審査に付された決算書類

- (1) 令和7年度大子町一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和7年度大子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- (3) 令和7年度大子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (4) 令和7年度大子町介護保険特別会計歳入歳出決算
- (5) 令和7年度大子町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算
- (6) 令和7年度大子町財政調整基金
- (7) 令和7年度大子町減債基金
- (8) 令和7年度大子町観光振興基金
- (9) 令和7年度大子町文化振興基金
- (10) 令和7年度大子町森林環境譲与税基金
- (11) 令和7年度大子町学校教育施設整備基金
- (12) 令和7年度大子町公共施設整備基金
- (13) 令和7年度大子町国民健康保険支払準備基金
- (14) 令和7年度大子町介護給付費準備基金

3 審査の総括的意見

審査に付された令和7年度大子町一般会計歳入歳出決算及び附属書類のほか特別会計の決算並びに基金の運用状況等の書類を審査した結果、証拠書類とも併せて経理はすべて相違なく、適正と認める。

また、基金の運用状況についてもその目的に添って適切に運用されていることを認める。
なお、各会計別の決算の状況及び基金の運用状況は、別紙のとおりである。

令和8年8月21日

大子町監査委員 石 井



大子町監査委員 菊 池 靖



別 紙

1 一般会計

(1) 歳 入

① 決算額

予 算 現 額	12,917,935,482	円 (前年度 11,578,365,000 円)
調 定 額	12,981,215,411	円 (前年度 12,158,303,989 円)
収 入 済 額	12,733,907,009	円 (前年度 11,917,268,620 円)
不 納 欠 損 額	3,354,730	円 (前年度 3,540,847 円)
還 付 未 了 額	108,700	円 (前年度 72,200 円)
収 入 未 済 額	243,953,672	円 (前年度 237,566,722 円)
予算現額に対する収入済額の比率	98.6	% (前年度 102.9 %)

② 対前年度比較表

(単位 千円)

款 別	令和7年度		令和6年度		比 較 (A) - (B)	対前年度 増減率(%)
	決算額(A)	構成比(%)	決算額(B)	構成比(%)		
町 税	1,780,797	14.0	1,762,292	14.8	18,505	1.1
地 方 譲 与 税	227,417	1.8	221,449	1.9	5,968	2.7
利 子 割 交 付 金	2,388	0.0	562	0.0	1,826	324.9
配 当 割 交 付 金	12,462	0.1	11,341	0.1	1,121	9.9
株式等譲渡所得割交付金	19,312	0.2	15,748	0.1	3,564	22.6
法 人 事 業 税 交 付 金	39,667	0.3	38,971	0.3	696	1.8
地方消費税交付金	428,193	3.4	396,507	3.3	31,686	8.0
ゴルフ場利用税交付金	4,233	0.0	5,310	0.0	△ 1,077	△ 20.3
環境性能割交付金	14,445	0.1	13,591	0.1	854	6.3
地方特例交付金	4,759	0.0	60,238	0.5	△ 55,479	△ 92.1
地 方 交 付 税	4,455,193	35.0	4,348,793	36.5	106,400	2.4
交通安全対策特別交付金	1,295	0.0	1,334	0.0	△ 39	△ 2.9
分担金及び負担金	20,342	0.2	20,661	0.2	△ 319	△ 1.5
使用料及び手数料	479,089	3.8	435,007	3.7	44,082	10.1
国 庫 支 出 金	1,927,386	15.1	1,208,190	10.1	719,196	59.5
県 支 出 金	734,670	5.8	557,994	4.7	176,676	31.7
財 産 収 入	54,826	0.4	56,006	0.5	△ 1,180	△ 2.1
寄 附 金	88,254	0.7	88,182	0.7	72	0.1
繰 入 金	362,706	2.8	338,820	2.9	23,886	7.0
繰 越 金	1,050,005	8.2	1,400,711	11.8	△ 350,706	△ 25.0
諸 収 入	136,168	1.1	134,808	1.1	1,360	1.0
町 債	890,300	7.0	800,754	6.7	89,546	11.2
歳 入 合 計	12,733,907	100.0	11,917,269	100.0	816,638	6.9

③財源別内訳

(単位 千円)

区 分		令和7年度		令和6年度		比 較 (A) — (B)	対前年度 増減率(%)
		決算額 (A)	構成比(%)	決算額 (B)	構成比(%)		
自 主 財 源		3,972,187	31.2	4,236,487	35.7	△ 264,300	△ 6.2
依 存 財 源	地方交付税等	7,871,420	61.8	6,880,028	57.6	991,392	14.4
	町 債	890,300	7.0	800,754	6.7	89,546	11.2
	計	8,761,720	68.8	7,680,782	64.3	1,080,938	14.1
合 計		12,733,907	100.0	11,917,269	100.0	816,638	6.9

町は依然として依存財源の占める割合が高い状況にあり、引き続き厳しい財政事情に変わりはない。今後とも長期的な計画の下に健全な財政運営に向けて努力されたい。

④ 町税決算額

予 算 現 額	1,774,317,000 円 (前年度 1,746,601,000 円)
調 定 額	2,023,970,741 円 (前年度 1,998,318,590 円)
収 入 済 額	1,780,797,337 円 (前年度 1,762,291,704 円)
収 入 率	対予算現額 100.4 % (前年度 100.9 %)
	対調定額 88.0 % (前年度 88.2 %)
	対歳入決算額 14.0 % (前年度 14.8 %)
不 納 欠 損 額	2,940,260 円 (前年度 3,496,247 円)
還 付 未 了 額	108,700 円 (前年度 72,200 円)
収 入 未 済 額	240,233,144 円 (前年度 232,602,839 円)

町税決算額については、前年度に比べ約 1,851 万円の増収となり、徴収率は調定額に対し 88.0% (前年度 88.2%) で、0.2 ポイントの減を示した。

収入未済額が約 2 億 4,023 万円と多額となっているが、その約 9 割は固定資産税の収入未済分であり、大口先の滞納が解消できないことが大きく影響していることによるものである。これらを含め、今後も茨城租税債権管理機構と収納対策室との連携により、納税意識の高揚を図るとともに、初期の段階で対策を講じないと解決が困難になることから、特に現年度の収納に努められたい。

町税収入額対前年度比較表

(単位 千円)

税 目		令和7年度(A)	令和6年度(B)	比 較 (A)－(B)	対前年度 増減率(%)
町民税	個 人	538,002	488,387	49,615	10.2
	法 人	84,519	83,243	1,276	1.5
	計	622,521	571,630	50,891	8.9
固 定 資 産 税		963,796	993,470	△ 29,674	△ 3.0
軽 自 動 車 税		71,152	69,695	1,457	2.1
町 た ば こ 税		90,113	94,053	△ 3,940	△ 4.2
入 湯 税		33,215	33,444	△ 229	△ 0.7
合 計		1,780,797	1,762,292	18,505	1.1

⑤ 地方交付税年度別比較表

(単位 千円)

年度	歳入決算額	地 方 交 付 税				歳入構成 比率(%)
		総額 (A) + (B) + (C)	普通交付税 (A)	特別交付税 (B)	震災復興特別交付税 (C)	
3	12,959,242	4,370,937	4,133,629	236,970	338	33.7
4	13,214,898	4,280,048	4,018,321	261,341	386	32.4
5	13,618,619	4,200,769	3,951,249	249,337	183	30.8
6	11,917,269	4,348,793	4,097,757	250,824	212	36.5
7	12,733,907	4,455,193	4,198,898	256,085	210	35.0

⑥ 町 債

(単位 千円)

令和7年度		令和6年度		比 較	対前年度増減率(%)
決算額	構成比(%)	決算額	構成比(%)		
890,300	7.0	800,754	6.7	89,546	11.2

(2) 歳 出

① 決算額

予 算 現 額	12,917,935,482 円	(前年度 11,578,365,000 円)
支 出 済 額	12,059,893,837 円	(前年度 10,867,263,908 円)
翌年度繰越額	323,147,477 円	(前年度 100,452,482 円)
不 用 額	534,894,168 円	(前年度 610,648,610 円)

予算の執行率は93.4%（前年度93.9%）であり、個々の内容について説明を聴取した結果、事務事業等が適正に執行されたものと認められる。

なお、今後の課題として既存事業を含め、事業の統廃合を見据えた事務事業の見直しが課題と思われる。

② 目的別歳出決算額対前年度比較表

(単位 千円)

区 分	令和7年度		令和6年度		比 較 (A)－(B)	執行率(予算比)	
	決算額 (A)	構成比 (%)	決算額 (B)	構成比 (%)		7年度	6年度
議 会 費	104,574	0.9	107,248	1.0	△ 2,674	98.0	96.1
総 務 費	2,287,931	19.0	1,785,915	16.4	502,016	89.2	90.4
民 生 費	2,882,610	23.9	2,741,796	25.2	140,814	95.1	93.7
衛 生 費	919,715	7.6	1,086,447	10.0	△ 166,732	92.5	92.1
農林水産業費	488,103	4.0	538,207	5.0	△ 50,104	94.6	94.1
商 工 費	1,025,190	8.5	595,508	5.5	429,682	95.0	93.6
土 木 費	1,069,900	8.9	1,138,723	10.5	△ 68,823	95.8	98.3
消 防 費	492,515	4.1	513,695	4.7	△ 21,180	80.0	94.4
教 育 費	962,664	8.0	959,065	8.8	3,599	94.0	92.9
災 害 復 旧 費	0	0.0	7,422	0.1	△ 7,422	0.0	98.6
公 債 費	1,200,011	9.9	1,186,223	10.9	13,788	100.0	99.3
諸 支 出 金	626,681	5.2	207,015	1.9	419,666	96.5	92.5
合 計	12,059,894	100.0	10,867,264	100.0	1,192,630	93.4	93.9

③ 歳出決算額性質別分析表

(単位 千円)

区 分		令和7年度		令和6年度		比 較 (A) - (B)	対前年度 増減率(%)
		決算額 (A)	構成比 (%)	決算額 (B)	構成比 (%)		
消 費 的 経 費		7,154,592	59.4	6,776,345	62.3	378,247	5.6
内 訳	人 件 費	2,311,894	19.2	2,155,930	19.8	155,964	7.2
	物 件 費	2,460,374	20.4	2,337,995	21.5	122,379	5.2
	扶 助 費	1,550,508	12.9	1,445,109	13.3	105,399	7.3
	補 助 費 等	665,721	5.5	661,425	6.1	4,296	0.6
	維 持 補 修 費	166,095	1.4	175,886	1.6	△ 9,791	△ 5.6
投 資 的 経 費		2,114,560	17.5	1,707,362	15.8	407,198	23.8
内 訳	普通建設事業費	2,114,560	17.5	1,699,640	15.7	414,920	24.4
	災 害 復 旧 費	0	0.0	7,722	0.1	△ 7,722	△ 100.0
公 債 費		1,200,011	9.9	1,186,223	10.9	13,788	1.2
投資及び出資金・貸付金		51,895	0.4	55,685	0.5	△ 3,790	△ 6.8
繰 出 金		912,155	7.6	934,634	8.6	△ 22,479	△ 2.4
積 立 金		626,681	5.2	207,015	1.9	419,666	202.7
合 計		12,059,894	100.0	10,867,264	100.0	1,192,630	11.0

(3) 歳入歳出決算

(単位 千円)

区 分		金 額	前 年 度
歳 入 総 額 (A)		12,733,907	11,917,269
歳 出 総 額 (B)		12,059,894	10,867,264
歳 入 歳 出 差 引 額 (C)=(A)-(B)		674,013	1,050,005
翌年度 繰越財源	継 続 費 通 次 繰 越 額	113,823	3,363
	繰 越 明 許 費 繰 越 額	53,619	52,221
	事 故 繰 越 し 繰 越 額	0	0
	計 (D)	167,442	55,584
実 質 収 支 額 (E)=(C)-(D)		506,571	994,421
実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規程による 基金繰入額		0	0

2 国民健康保険事業特別会計

歳入歳出決算

(単位 千円)

区 分		金 額	前 年 度
歳 入	総 額 (A)	2, 159, 804	2, 257, 366
歳 出	総 額 (B)	2, 028, 204	2, 118, 773
歳 入	歳 出 差 引 額 (C)=(A)-(B)	131, 600	138, 593
翌年度繰越財源	継 続 費 通 次 繰 越 額	0	0
	繰 越 明 許 費 繰 越 額	0	0
	事 故 繰 越 し 繰 越 額	0	0
	計 (D)	0	0
実 質	収 支 額 (E)=(C)-(D)	131, 600	138, 593
実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規程による基金繰入額		0	0

(1) 歳 入

国民健康保険税収入状況

(単位 円)

区 分		令和7年度(A)	令和6年度(B)	比 較(A)-(B)
予 算 現 額 (ア)		342, 767, 000	356, 612, 000	△ 13, 845, 000
調 定 額 (イ)		398, 117, 545	434, 641, 563	△ 36, 524, 018
収 入 済 額 (ウ)		346, 497, 400	375, 894, 918	△ 29, 397, 518
不 納 欠 損 額		2, 241, 600	4, 480, 300	△ 2, 238, 700
収 入 未 済 額		49, 378, 545	54, 486, 545	△ 5, 108, 000
還 付 未 了 額		247, 200	220, 200	27, 000
収 入 率	対 予 算 (ウ) / (ア)	101.1 %	105.4 %	△ 4.3 %
	対 調 定 (ウ) / (イ)	87.0 %	86.5 %	0.6 %
負 担 状 況	現年課税調定額	344, 943, 400	376, 492, 800	△ 31, 549, 400
	国保世帯 (1世帯当たり)	(年度平均 2, 611 世帯) 132, 112	(年度平均 2, 704 世帯) 139, 236	△ 93 世帯 △ 7, 124
	被保険者 (1人当たり)	(年度平均 3, 802 人) 90, 727	(年度平均 4, 040 人) 93, 191	△ 238 人 △ 2, 464

国民健康保険事業は、社会保障制度の中心的役割を担っているが、被保険者の国保税負担も大きい。収納率については、現年度課税分 94.60% (前年度 93.81%)、滞納繰越分 37.98% (前年度 39.07%) で、現年度課税分については前年度を上回っているが、滞納繰越分については前年度を下回っており、今後も引続き収納率の向上に一層の努力をされたい。

(2) 歳 出

① 保険給付費対前年度比較表

(単位 円)

区 分	令和 7 年度 (A)	令和 6 年度 (B)	比較 (A) - (B)
療 養 諸 費	1, 239, 720, 803	1, 285, 816, 650	△46, 095, 847
高 額 療 養 費	195, 419, 320	191, 297, 382	4, 121, 938
葬 祭 諸 費	2, 150, 000	1, 650, 000	500, 000
移 送 費	0	0	0
出 産 育 児 諸 費	2, 807, 760	1, 488, 420	1, 319, 340
傷 病 手 当 金	0	0	0
計	1, 440, 097, 883	1, 480, 252, 452	△40, 154, 569

② 療養の給付の状況

区 分		令和7年度 (A)	令和6年度 (B)	比 較 (A)－(B)	対前年度 増 減 率
世 帯 数 (年 度 平 均)		2, 611 世帯	2, 704 世帯	△ 93 世帯	△ 3.4 %
被保険者数(年度平均)		3, 802 人	4, 040 人	△ 238 人	△ 5.9 %
受 診 件 数		42, 084 件	44, 745 件	△ 2, 661 件	△ 5.9 %
費 用 額		1, 674, 524, 510 円	1, 733, 197, 226 円	△ 58, 672, 716 円	△ 3.4 %
費用 額 単 価	1 世 帯 当 たり	641, 335 円	640, 975 円	359 円	0.1 %
	1 人 当 たり	440, 433 円	429, 009 円	11, 423 円	2.7 %

被保険者数及び世帯数が減少しており、保険給付費は約 4, 015 万円の減となった。その他の保健事業費として、特定健康診査や人間ドック・脳ドックなど、住民のニーズに合わせた事業も取り組まれている。国民健康保険は、県と市町村が共同で運営する制度となっているが、今後も住民の健康管理意識の啓発、疾病予防対策に努め、財政の効率的な運営による住民医療保険対策の確立に努力されたい。

3 後期高齢者医療特別会計

歳入歳出決算

(単位 千円)

区 分		金 額	前 年 度
歳 入	総 額 (A)	319, 927	304, 414
歳 出	総 額 (B)	301, 441	293, 843
歳 入	歳 出 差 引 額 (C)=(A)-(B)	18, 486	10, 571
翌年度 繰越財源	継 続 費 通 次 繰 越 額	0	0
	繰 越 明 許 費 繰 越 額	0	0
	事 故 繰 越 し 繰 越 額	0	0
	計 (D)	0	0
実 質 収 支 額 (E)=(C)-(D)		18, 486	10, 571
実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規程による 基金繰入額		0	0

後期高齢者医療は、75歳以上の高齢者の医療や健康づくりを担っていくべく、茨城県後期高齢者広域連合が主体となり事業運営が図られている。今後も適切な保険料の賦課・徴収や適正な医療給付等連携を図りながら事業運営をされたい。

4 介護保険特別会計

歳入歳出決算

(単位 千円)

区 分		金 額	前 年 度
歳 入	総 額 (A)	2, 558, 897	2, 679, 557
歳 出	総 額 (B)	2, 316, 611	2, 469, 159
歳 入	歳 出 差 引 額 (C)=(A)-(B)	242, 286	210, 398
翌年度 繰越財源	継 続 費 通 次 繰 越 額	0	0
	繰 越 明 許 費 繰 越 額	0	0
	事 故 繰 越 し 繰 越 額	0	0
	計 (D)	0	0
実 質 収 支 額 (E)=(C)-(D)		242, 286	210, 398
実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規程による 基金繰入額		0	0

(1) 歳 入

介護保険料収入状況

(単位 円)

区 分		令和7年度(A)	令和6年度(B)	比較 (A)－(B)
予 算 現 額 (ア)		472, 542, 000	485, 408, 000	△ 12, 866, 000
調 定 額 (イ)		485, 244, 340	478, 050, 810	7, 193, 530
収 入 済 額 (ウ)		479, 154, 117	471, 747, 200	7, 406, 917
不 納 欠 損 額		1, 434, 100	1, 462, 400	△ 28, 300
収 入 未 済 額		4, 656, 123	5, 628, 040	△ 971, 917
還 付 未 了 額		403, 550	786, 830	△ 383, 280
収 入 率	対 予 算 (ウ) / (ア)	101. 4 %	97. 2 %	4. 2 %
	対 調 定 (ウ) / (イ)	98. 7 %	98. 7 %	0. 0 %
負担状況(1人当たり)		(第1号被保険者 7, 113 人) 66, 299	(第1号被保険者 7, 153 人) 66, 272	27

※ 第1号被保険者は、年度末の3月31日現在による。

(2) 歳 出

① 保険給付費

(単位 円)

区 分	令和7年度(A)	令和6年度(B)	比 較 (A)－(B)
介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	1,734,019,908	1,870,867,165	△ 136,847,257
介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	78,294,105	67,001,625	11,292,480
その他諸費(審査支払い手数料)	1,350,672	1,360,305	△ 9,633
高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	50,606,409	56,272,681	△ 5,666,272
高額医療合算介護サービス等諸費	5,545,160	5,529,115	16,045
特定入所者介護サービス等費	90,386,364	102,060,353	△ 11,673,989
計	1,960,202,618	2,103,091,244	△ 142,888,626

② 要介護認定の状況

(単位 人)

区 分	令和7年度末現在			令和6年度末現在			比較 (A)－(B)
	1号 被保険者	2号 被保険者	計 (A)	1号 被保険者	2号 被保険者	計 (B)	
非 該 当	4	0	4	12	0	12	△ 8
要 支 援 1	121	0	121	104	0	104	17
要 支 援 2	255	4	259	246	2	248	11
経 過 的 要 介 護	0	0	0	0	0	0	0
要 介 護 1	205	0	205	187	0	187	18
要 介 護 2	246	3	249	211	6	217	32
要 介 護 3	153	3	156	159	4	163	△ 7
要 介 護 4	176	3	179	170	3	173	6
要 介 護 5	119	3	122	143	3	146	△ 24
計	1,279	16	1,295	1,232	18	1,250	45

収入未済額が増加すると保険給付費財源に影響を与えるので、引き続き保険料の収納に努力されたい。また、高齢化率の上昇が続く中、今後、介護を必要とする人が増加することも考えられるので、介護予防に努め、財政の計画的かつ効率的な運営を図られたい。

5 介護サービス事業特別会計

歳入歳出決算

(単位 千円)

区 分		金 額	前 年 度
歳 入	総 額 (A)	15,854	13,007
歳 出	総 額 (B)	15,854	13,007
歳 入	歳 出 差 引 額 (C)=(A)－(B)	0	0
翌年度繰越財源	継 続 費 通 次 繰 越 額	0	0
	繰 越 明 許 費 繰 越 額	0	0
	事 故 繰 越 し 繰 越 額	0	0
	計 (D)	0	0
実 質 収 支 額 (E)=(C)－(D)		0	0
実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規程による 基金繰入額		0	0

本会計は、介護予防ケアプランを作成する業務であり、令和7年度の作成件数は1,993件となり、昨年度より300件増加し、その中で要支援1・2の軽度の利用者が増加傾向にある。今後も本会計の目的に沿い、対象となる方々に積極的に対応願いたい。

6 基金の運用状況

※ () 書きは債権額、外額

(1) 大子町財政調整基金

(単位 円)

基金の設置	年度当初の額	当年度中増減額	年度末残高
昭和 54 年 11 月 15 日	1,509,759,073	1,784,581	1,511,543,654

(325,000,000)

(2) 大子町減債基金

(単位 円)

基金の設置	年度当初の額	当年度中増減額	年度末残高
平成 元 年 6 月 22 日	1,181,839,016	△ 43,020,458	1,138,818,558

(19,623,000)

(3) 大子町観光振興基金

(単位 円)

基金の設置	年度当初の額	当年度中増減額	年度末残高
昭和 57 年 8 月 1 日	145,490,969	693,074	146,184,043

(△15,468,300)

(4) 大子町文化振興基金

(単位 円)

基金の設置	年度当初の額	当年度中増減額	年度末残高
平成 30 年 4 月 1 日	9,565,512	327,183	9,892,695

(3,761,000)

(5) 大子町森林環境譲与税基金

(単位 円)

基金の設置	年度当初の額	当年度中増減額	年度末残高
令和 元 年 6 月 21 日	55,364,393	3,981,825	59,346,218

(4,687,203)

(6) 大子町学校教育施設整備基金

(単位 円)

基金の設置	年度当初の額	当年度中増減額	年度末残高
令和 4 年 3 月 14 日	2,404,796	4,956	2,409,752

※ () 書きは債権額、外額

(7) 大子町公共施設整備基金

(単位 円)

基金の設置	年度当初の額	当年度中増減額	年度末残高
令和 4 年 4 月 1 日	682,997,848	976,110	683,973,958

(△35,332,000)

(8) 大子町国民健康保険支払準備基金

(単位 円)

基金の設置	年度当初の額	当年度中増減額	年度末残高
昭和 39 年 4 月 1 日	50,778,230	237,813	51,016,043

(9) 大子町介護給付費準備基金

(単位 円)

基金の設置	年度当初の額	当年度中増減額	年度末残高
平成 12 年 4 月 1 日	435,424,067	1,874,280	437,298,347

(80,000,000)

令和7年度大子町浄化槽整備事業会計決算審査意見書

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定により令和7年度大子町浄化槽整備事業会計決算及び関係帳簿、証書類を審査した結果、その意見は下記のとおりである。

記

1 審査対象 令和7年度大子町浄化槽整備事業会計決算及び関係帳簿、証書類

2 審査期日 令和8年7月29日

3 審査意見

大子町浄化槽整備事業会計の予算額及び決算額については、予算書並びに出納日計簿、収入簿及び支出簿により出納証明書を照査のうえ、その内容を関係職員から聴取し審査を実施した結果、決算は正確であり、公共の福祉の増進に寄与されていると認められる。

令和7年度会計の主な収入は、営業収益のほか、営業外収益である。営業収益は増加しているものの、営業外収益が減少しているため、総収益は減額となっている。支出については、営業費用のうち委託料、減価償却費が増加しているため、総費用が増額となっている。最終的に6,376,577円の純損失となっているが、前年度からの利益の累積額である当年度末処分利益剰余金が1,374,966円と事業の継続性を維持している。

公営企業活動の本質とも言える経済性を発揮するとともに、浄化槽使用料の未収金の回収に努め、より一層の経営改善、効率化を推進し健全な経営の確保に努められるよう期待する。

令和8年8月21日

大子町監査委員 石 井 收 

大子町監査委員 菊 池 靖 一 

令和 7 年度大子町水道事業会計決算審査意見書

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 2 項の規定により令和 7 年度大子町水道事業会計決算及び関係帳簿、証書類を審査した結果、その意見は下記のとおりである。

記

1 審査対象 令和 7 年度大子町水道事業会計決算及び関係帳簿、証書類

2 審査期日 令和 8 年 7 月 2 9 日

3 審査意見

水道事業会計の予算額及び決算額については、予算書並びに出納日計簿、収入簿及び支出簿により出納証明書を照査のうえ、その内容を関係職員から聴取し審査を実施した結果、決算は正確であり、公共の福祉の増進に寄与されていると認められる。

1 3 の浄水場施設を抱えながら、常に経費節減に努めての運営であり、経営努力が認められる。

1 立方メートル当たりの給水原価は 2 5 8 円 6 9 銭、供給単価は 2 0 7 円 1 4 銭で、給水原価が供給単価を 5 1 円 5 5 銭上回ったが、供給単価は水道基本料金減免措置をしたことにより給水収益に影響したこと、給水原価の上昇は動力費、薬品費及び人件費等の増加が要因である。

水需要及び給水収益の低迷の実態を踏まえ、今後とも独立採算の原則に立ち、合理的な運営のもと、コストの低減化に努力されたい。

また、配水量に対し料金の対象となる水量がどれくらいあるかを示す有収率については、前年度に比べ 0. 5 ポイント減の 5 9. 8 % と依然として低い数字を示している。配水管の延長が長いことや、地形上の悪条件なども一因と考慮されるが、引き続き漏水対策等に努力するとともに、有収率の向上に努められたい。

大子町水道事業経営戦略にあるとおり、給水人口の減少に伴い水需要も減少傾向が続く中、数年後は経常的赤字が発生することを危惧する。常に企業の経済性を念頭に置きながら、料金収入や維持管理費の適正化の検討も含め、今後とも中長期的な経営戦略に基づいた健全な経営と施設の安全管理にさらに努力されたい。

令和 8 年 8 月 2 1 日

大子町監査委員 石 井 收 

大子町監査委員 菊 池 靖 